

人口減少や少子化・高齢社会、若者の都市部流出など地方の衰退も懸念される中で、今まさに地域力が試され、「地域の底力」を発揮するときがきています。

まちづくりという舞台でたくさんの笑顔あふれる“町民 7,600 人の夢と 3,000 世帯の家族物語”を実現させるため、『みんな 笑顔で あったかす』をテーマに「第 7 次鷹栖町総合振興計画」を策定し、平成 22 年 4 月よりスタートいたします。

この計画書は、今後 10 年間、まちづくりの大きな指針となるもので、まちが進むべき方向、将来の姿や基本的な目標など、それらを実現するために具体的な取組みを明らかにしたものです。

これをまちづくりの台本とし、先人の英知と努力によって築かれた土台のもと、多彩な個性や能力を備えた人の力・主体的に行動する地域の力を原動力に、町民の皆様と行政の知恵と工夫を結集させ、新たな魅力を生み出す感動のまちづくりのステージを創りたいと思います。

最後に、本計画策定にあたり、終始熱心にご審議いただきました第 7 次鷹栖町総合振興計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆様、町議会ならびにお力添えをいただきました多くの関係者の皆様方に、心から感謝を申し上げますとともに、計画の実現に向けて、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成22年3月

鷹栖町長 助安 嘉和

目

次

I 総論

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 6 |
| 2 | 計画の期間と構成 | 7 |

II 基本構想

- | | | |
|---|---------------|----|
| 1 | まちづくりの基本的な考え方 | 10 |
| 2 | まちの将来像 | 10 |
| 3 | 3つの基本理念 | 11 |
| 4 | まちづくりの基本目標 | 12 |

III 基本計画

1 活力あふれるものづくり（産業） 16

①農林業の振興

- | | |
|----------------|----|
| ・次世代へ引き継ぐ力強い農業 | 17 |
| ・魅力と活気のある農村 | 19 |
| ・森林の育成 | 21 |

③産業連携

- | | |
|------------|----|
| ・産業間の連携・強化 | 24 |
|------------|----|

②商工業の振興

- | | |
|---------|----|
| ・商工業の育成 | 22 |
| ・雇用の促進 | 23 |

2 いきいきとした生涯元気なひとづくり（福祉・教育・安全） 25

①地域福祉の充実

- | | |
|----------|----|
| ・お互い様づくり | 26 |
| ・子育て支援 | 27 |
| ・ひとり親支援 | 29 |
| ・生涯元気づくり | 30 |
| ・障がい者支援 | 33 |

④人づくり

- | | |
|-------------|----|
| ・地域間交流・人材育成 | 39 |
|-------------|----|

⑤生涯学習の充実

- | | |
|-------|----|
| ・社会教育 | 40 |
| ・芸術文化 | 42 |
| ・スポーツ | 44 |

②教育行政の運営

- | | |
|-------|----|
| ・教育行政 | 35 |
|-------|----|

⑥安全・安心の推進

- | | |
|----------|----|
| ・救急・消防 | 46 |
| ・防災 | 47 |
| ・治水 | 48 |
| ・防犯・交通安全 | 49 |
| ・消費者被害防止 | 50 |

③学校教育の充実

- | | |
|--------------|----|
| ・小中学校教育 | 36 |
| ・幼稚園・高校・養護学校 | 38 |

3 快適で生活しやすい暮らしづくり（生活環境） 51

①生活環境の向上		②住宅環境の充実	
・ 道路交通網・橋りょう	52	・ 土地利用	59
・ 河川環境	54	・ 住宅環境	60
・ 雪対策	55	・ 公園・広場・緑地	62
・ 上下水道	56		
・ 公共交通	57	③環境対策の推進	
・ 情報通信	58	・ 自然環境・景観	64
		・ リサイクルの推進	65
		・ 環境対策の推進	67

4 人々がふれあう地域づくりとまちづくり（地域づくり・行財政） 68

①地域づくり	
・ 地域コミュニティ・住民参加	69
②行財政の運営	
・ 行政	71
・ 財政	72
・ 財政計画	73

IV 附属資料

1 第7次鷹栖町総合振興計画策定委員会諮問書	76
2 第7次鷹栖町総合振興計画策定委員会答申書	77
3 第7次鷹栖町総合振興計画策定経過	78
4 第7次鷹栖町総合振興計画策定委員会条例・委員名簿	80
5 第7次鷹栖町総合振興計画策定機構図	81
6 第7次鷹栖町総合振興計画策定事務局体制図	82
7 まちづくりに関するアンケート	83

I 総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の期間と構成

1 計画策定の趣旨

総 論

鷹栖町は、昭和38年以降、6次にわたり「総合振興計画」を策定し、平成12年度からスタートした「第6次総合振興計画」では、“ひと 自然 あったかす”をテーマに計画的なまちづくりを進めてきました。

しかしながら、少子・高齢化、地球規模での環境問題、高度情報化の進展、地方分権と国・地方を通じた財政環境の悪化など本町を取り巻く環境は急速に変化しています。

こうした時代の潮流と本町の状況を的確にとらえながら、鷹栖町が将来進むべき方向とその実現に向け、長期的かつ総合的視野に立った、新しいまちづくり計画を策定し、この計画に基づき、具体的な事業等を推進することになります。

まちの目指す方向を町民の皆さんと共有することが、協働によるまちづくりを実現する上での前提条件となります。この計画に対する理解と認識が深まり、それぞれの役割を果たすことがまちづくりの大きな力となります。また、さまざまな施策や事業を効率的に進めるためには、国・道・近隣市町村との連携と協力が必要であり、そのために、鷹栖町が目指すまちづくりの指針として「第7次総合振興計画」を策定します。

(計画策定の視点)

- ①時代の潮流に的確に対応する計画とします。
- ②住民参加を取り入れた、「協働・共創」の計画とします。
- ③施策の目標を明確化し、実効性ある計画とします。
- ④国・道・広域的諸計画、各課が策定した計画等と整合性を図る計画とします。

2 計画の期間と構成

総 論

計画の構成

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

●基本構想

まちの将来像や目指す姿、それを実現するための重点施策を明らかにし、総合的なまちづくりの指針とします。

●基本計画

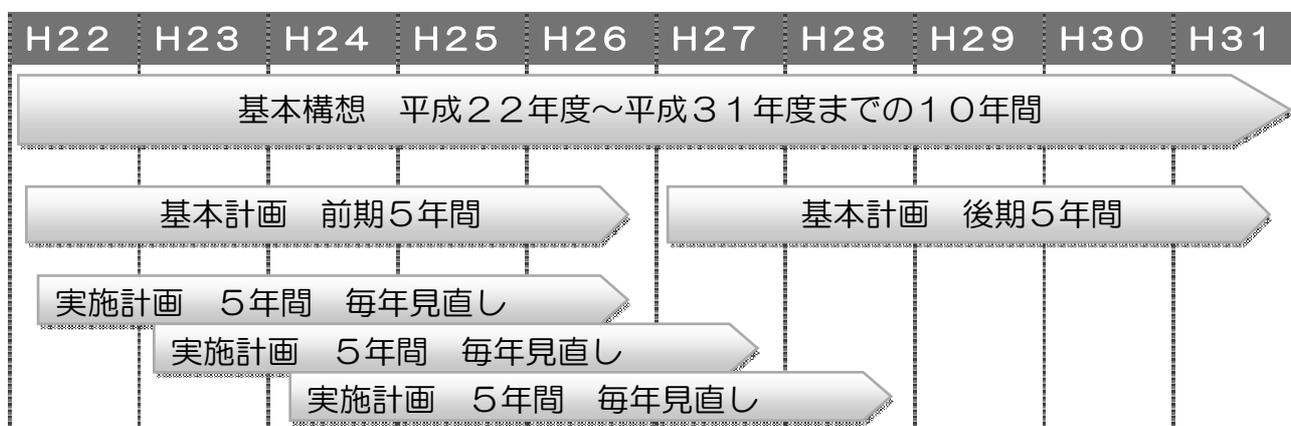
基本構想に基づき、重点施策を具体的に推進するため、現状と課題を把握、施策を体系的に示し、それを達成するための基本的方向を策定します。計画期間は、平成22年度から平成31年度まで（10年間）としますが、社会情勢の変化などを踏まえ、平成27年度以降の基本計画をそれ以前に見直しを行います。

●実施計画

基本計画で示された施策の方向に沿って、具体的に実施するための事業・施策を設定します。5ヵ年計画とし毎年度見直しによるローリング方式とします。

計画の期間

この計画の期間は、平成22年度（2010年）を初年度とし、平成31年度（2019年）までの10ヵ年とします。



2 計画の期間と構成

総 論

策定体制

広く町民の皆さんの意見を反映するという基本的観点から、「第7次鷹栖町総合振興計画策定委員会」を策定主体とし、「基本構想」、「基本計画」を町長の諮問事項として位置づけるものとします。

●第7次鷹栖町総合振興計画策定委員会

- 組織：委員15人以内・・・団体関係者、知識経験者、町長が必要と認める者
- 機構：会長一副会長－(専門部会) うるおい部会 担当：産業、生活環境、地域づくり
1名 1名 部会長2名 ふれあい部会 担当：福祉、教育、安全
副部会長2名
- 会議：策定委員会、専門部会、正副会長、正副部会長会議

策定委員会からの答申に基づき、町長が議会に提案する「第7次鷹栖町総合振興計画成案」や具体的な「実施計画」にあっては、地域的あるいは財政的観点等に配慮しつつ、まちづくりの総合的観点から検討を行うものとします。

●まちづくり懇話会

住民参加による計画づくりを進める観点から、より専門的な分野において意見・提言が反映できるよう、分野別の懇話会を開催します。

各懇話会10名程度・・・各種団体関係者

- ・生活環境、地域づくり懇話会
- ・産業懇話会
- ・福祉懇話会
- ・教育、安全懇話会

●策定事務局体制

計画策定事務を処理するため、「第7次鷹栖町総合振興計画策定事務局」(以下「事務局」という。)を設置します。

事務局は、当面「第7次鷹栖町総合振興計画策定委員会」の行う答申書作成業務を補佐するものとし、答申後にあっては、庁内策定事務局として町長が行う「第7次鷹栖町総合振興計画成案」の作成に従事するものとします。

II 基本構想

- 1 まちづくりの基本的な考え方
- 2 まちの将来像
- 3 3つの基本理念
- 4 まちづくりの基本目標

1 まちづくりの基本的な考え方

基本構想

本町は、肥沃な大地の恵みのもと、先人の英知と努力によって多くの困難を克服し今日まで発展してきました。これまで6次にわたり総合振興計画を策定し、それぞれの時代に応じたまちづくりを進めてきました。21世紀を迎え、少子・高齢化、地球規模での環境問題、高度情報化の進展、地方分権と国・地方を通じた財政環境の悪化など社会情勢はますます厳しいものとなってきていますが、みんなで考え、知恵を出し合いながら協働によるまちづくりを進めていくことが重要であると考えます。

第7次総合振興計画では、ふるさと鷹栖の魅力を十分に発揮し、本町のもつ豊かな自然、美しい田園風景、人のつながりや地域の活力などこれまで築き上げてきた大切な財産を未来に継承し、町民と行政が手を取り合ってもに輝くまちを目指していかなければなりません。将来においても安心して暮らしていけるまち、自主自立を目指し、夢とロマンのある、地球環境にやさしいまちづくりを進めるため、この計画を策定します。

2 まちの将来像

基本構想

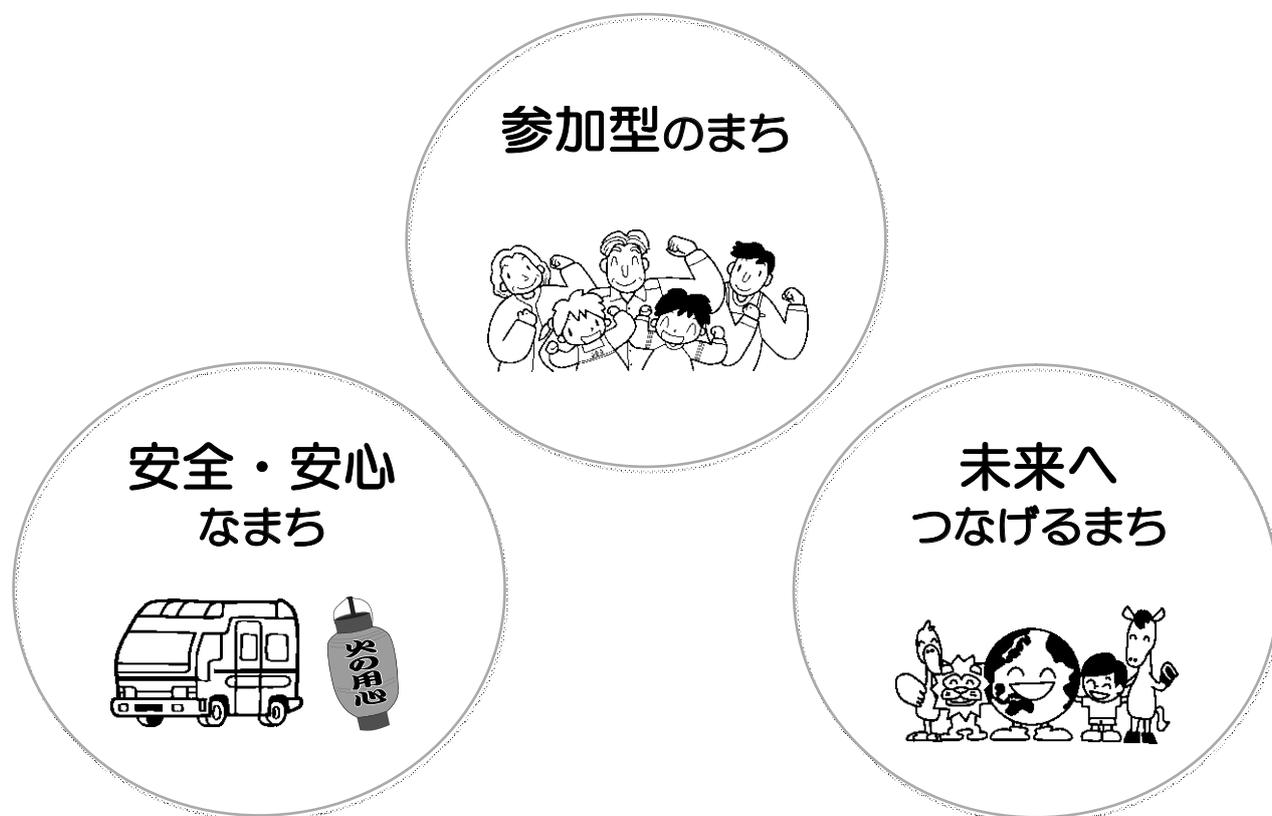
誰もが安心して暮らせるまちの実現に向け、基幹産業である農業の発展、本町が現在まで築いてきた、「福祉」や「健康づくり」の取組みを大切に、これからの地球環境にも配慮しながら、「助け合い」「お互い様」の気持ちで、すべての人が笑顔になれるまちを目指します。

●まちづくりのテーマ

「みんな 笑顔で あったかす」

3 3つの基本理念

基本構想



① 安全・安心なまち

私たちの暮らしは安全安心の上に成り立っています。まちづくりにおける土台ともなり、安全な環境と安心して生活ができることが最重要であります。

すべての人々が、安全で安心して暮らしていけるまちを目指します。

② 参加型のまち

まちづくりを進める上で重要なことは、行政が主体となって進めていくことではなく、住民がまちづくりに参加しやすい支え合いの仕組みづくりが大切だと考えます。町民の手の届かないところを行政がサポートし、行政だけでは解決できない課題は町民の手を借り、住民参加型のまちを目指します。

③ 未来へつなげるまち

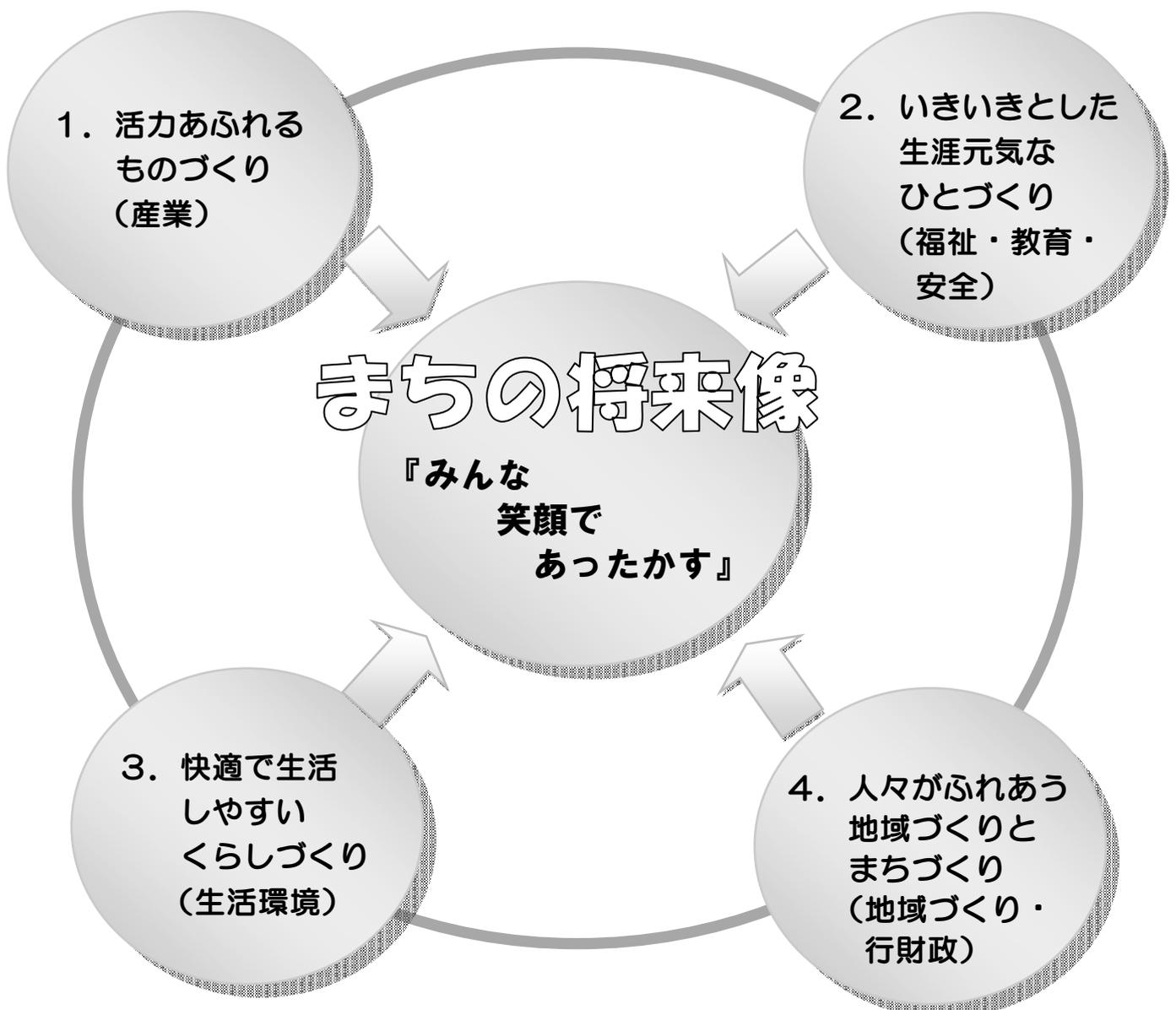
少子高齢化が進み、生産人口の減少や地域活力の低下などによって、住民生活への影響が切実な問題になってきています。

豊かな自然、人とのつながりやあったかい心のふれあいなど、未来を担う子どもたちに継承していかなければなりません。将来へ負の財産を残さないために、元気で活力ある地域や自然環境、町に昔から伝わる様々な伝統文化を未来へつなげるまちを目指します。

4 まちづくりの基本目標

基本構想

まちの将来像やまちづくりのテーマを実現するために、まちづくりの基本目標は次の4項目に定めます。



1. 活力あふれるものづくり（産業）

ー農業など一次産業をたいせつにするまちー

- ・基幹産業である農業を中心に商工業などと連携強化を図り、安全で安心な農産物の生産、関係団体との連携強化による地元農産物の活用（地産地活）、豊かな緑の資源を守り、魅力ある産業として活力あふれるまちづくりを目指します。

2. いきいきとした生涯元氣なひとづくり（福祉・教育・安全）

ーみんなが元氣に暮らし学べるまちー

- ・子どもを安心して産み育て、生きがいをもって安全に生活ができ、一人ひとりが自分らしく幸せに生きていけること、「お互い様」の気持ちを持って生涯元氣でいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。
- ・家庭、地域、学校が一体となった教育の環境、幼児からお年寄りまで人生の様々な時期における生涯学習の環境が充実し、子どもたちの生きる力を育み、みんながともに学んでいけるまちづくりを目指します。

3. 快適で生活しやすいくらしづくり（生活環境）

ー自然を守り育て、環境にやさしい、暮らしやすいまちー

- ・自然と調和した暮らしやすい環境づくりと、安全な道路交通網や水道施設などの計画的な整備や維持管理に努め、環境に配慮した低炭素社会を推進し、豊かな自然を次の世代につなげる誰もが住みやすいまちづくりを目指します。

4. 人々がふれあう地域づくりとまちづくり（地域づくり・行財政）

ーコミュニティづくりと行政サービスの充実、健全な財政で自立をめざすまちー

- ・地方分権改革の進展、多様化する住民ニーズ、高齢化の進行など、今後とも必要な行政サービスを提供し続けていくため、住民と行政が「連携と協働」、「協力と信頼」のもと、健全な財政運営に努め将来にわたって自立したまちづくりを目指します。

川基本計画

- 1 活力あふれるものづくり（産業）
- 2 いきいきとした生涯元気なひとづくり
（福祉・教育・安全）
- 3 快適で生活しやすいくらしづくり（生活環境）
- 4 人々がふれあう地域づくりとまちづくり
（地域づくり・行財政）

目次及び体系図

鷹栖町未来づくり構想 - 第7次鷹栖町総合振興計画 -

まちづくりのテーマ 「みんな 笑顔で あったかす」	三つの基本理念 ①安全・安心なまち ②参加型のまち ③未来へつなげるまち		
1. 活力あふれるものづくり（産業）	①農林業の振興	次世代へ引き継ぐ力強い農業 17	
		魅力と活気のある農村 19	
		森林の育成 21	
	②商工業の振興	商工業の育成 22	
		雇用の促進 23	
	③産業連携	産業間の連携・強化 24	
	2. いきいきとした生涯元気なひとづくり（福祉・教育・安全）	①地域福祉の充実	お互い様づくり 26
			子育て支援 27
			ひとり親支援 29
			生涯元気づくり 30
障がい者支援 33			
②教育行政の運営			教育行政 35
③学校教育の充実		小中学校教育 36	
		幼稚園・高校・養護学校 38	
④人づくり		地域間交流・人材育成 39	
⑤生涯学習の充実		社会教育 40	
		芸術文化 42	
		スポーツ 44	
⑥安全・安心の推進		救急・消防 46	
		防災 47	
	治水 48		
	防犯・交通安全 49		
	消費者被害防止 50		
3. 快適で生活しやすいくらしづくり（生活環境）	①生活環境の向上	道路交通網・橋りょう 52	
		河川環境 54	
		雪対策 55	
		上下水道 56	
		公共交通 57	
		情報通信 58	
		②住宅環境の充実	土地利用 59
	住宅環境 60		
	公園・広場・緑地 62		
	③環境対策の推進	自然環境・景観 64	
		リサイクルの推進 65	
		環境対策の推進 67	
	4. 人々がふれあう地域づくりとまちづくり（地域づくり・行財政）	①地域づくり	地域コミュニティ・住民参加 69
②行財政の運営		行政 71	
		財政 72	

1 活力あふれるものづくり（産業）

－農業など一次産業をたいせつにするまち－

①農林業の振興

- 農業者の体質強化とともに、安全で良質な「食」を安定的に生産、提供していただけるよう、生産性や品質の向上、地域の実情に応じた生産基盤の計画的な整備や産地体制の構築を図ります。
- 良好な農村環境を維持するために、農産物の直売や加工・販売等生産者の創意工夫を生かし、あらゆる農業者が安心して営むことができる環境づくりを進めます。
- 森林の持つ多面的機能を活用し、災害に強い森林づくりを推進するとともに、二酸化炭素の吸収源としての機能を発揮させるため着実な整備及び保全を総合的に推進します。

②商工業の振興

- 少子高齢化や消費者ニーズの変化等、商業を取り巻く環境変化に対応した魅力ある商店街づくりを支援します。
- 地域の特性を活かした特色ある企業誘致活動を展開し、雇用の拡大と安定化に努めます。

③産業連携

- 農商工等の連携による新産業の起業や地元農産物の活用（地産地活）を推進するとともに、地域資源を活かした取組みを推進します。

次世代へ引き継ぐ力強い農業

① 農林業の振興

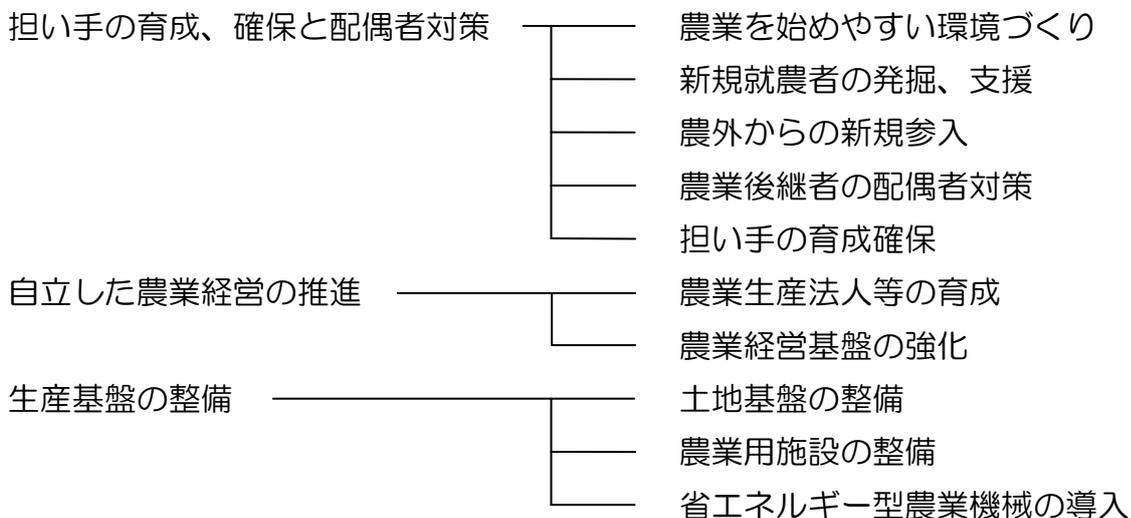
【現状と課題】

- 本町の農業は安全で良質な食料の安定供給をはじめ、基幹産業として町の発展に大きく貢献してきました。しかしながら、近年の著しい農家戸数の減少と農業従事者の高齢化などによる労働力不足は深刻な課題となっています。
- 1戸当たりの経営面積が拡大するに伴い、経営の多角化などを目的に法人化する農家、また法人化を希望する農家が増加しており、法人の育成は雇用の場の確保や今後増加する賃貸希望農地の受け皿として大変重要です。
- 現在も担い手への農地集積を図っていますが、受け手不足の中で多団地化した農地の解消に苦慮しています。

【基本的な考え方】

- 農家戸数の減少と農業従事者の高齢化の進行により、新たな力の農業への参入を促すとともに、農業後継者の育成確保と配偶者対策、新規就農希望者の就農支援に努めます。
- 農業者の体質強化と自立した農業経営を推進し、地域農業の担い手となる認定農業者等や農業生産法人の育成・支援に努めます。
- 認定農業者等担い手に対する農用地の利用集積及び多団地解消、耕作放棄の未然防止等諸対策に対して、各関係機関・団体と一体となって推進支援に努めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
担い手の育成、確保と配偶者対策	新規就農者・後継者確保対策事業	研修、経営基盤整備等による新規就農や後継者育成の支援
	農地保有合理化事業	農地保有合理化に関する買入、売渡、管理業務
自立した農業経営の推進	農業金融促進事業	農業者に対して利子補給を行う経営支援
	農業振興対策事業	農業振興対策協議会の運営と各種農業団体との連携
生産基盤の整備	国営農地再編整備事業	北野地区国営農地再編整備事業の推進
	生産基盤整備事業（畜産環境整備リース事業）	家畜ふん尿処理施設の整備促進
	農用地利用改善団体支援事業	農用地の利用集積を進める改善組合の活動支援
	農村活性化対策事業	多団地解消における取組みの支援



魅力と活気のある農村

① 農林業の振興

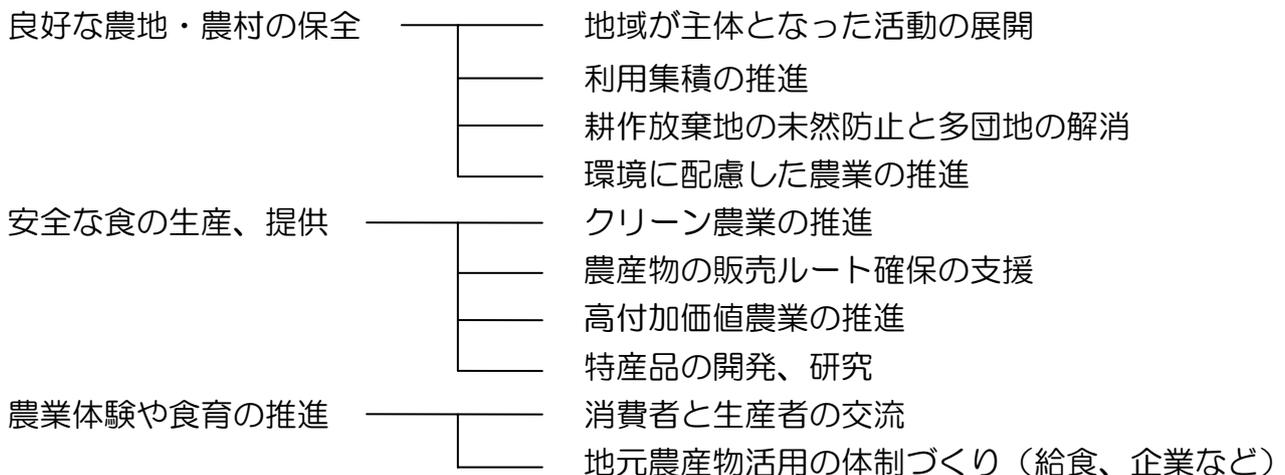
【現状と課題】

- 農家戸数の減少と高齢化により、農村地域の集落機能が低下してきており、農村資源の適切な保安全管理や良好な農村環境を守る共同取組活動の低下が進んでいます。
- 近年の食を取巻く重大事故や産地間競争の激化により、消費者から信頼される農畜産物の持続的な生産体制の確立が求められています。
- 学校給食などにおける地元農産物の活用を進めていますが、野菜等品目の拡大と米飯における鷹栖米の使用が課題となっています。
- 農業・農村の持つすばらしさや大切さを消費者に宣伝することや、農業体験や食育を通して、食への関心を高めることが求められています。
- 「オオカミの桃」に続く特産品や高付加価値な農産物を発掘するため、製品開発や試験栽培を進める必要があります。

【基本的な考え方】

- 魅力と活気のある農村を目指し、各種グループや活動組織を育成・支援するとともに地域課題の解決や農村の発展に努めます。
- 安全安心な農産物の生産を進め、消費者と農業者の交流を促進する取組みを推進します。
- 野焼き防止、農薬飛散防止さらには、クリーン農業の推進など環境と調和した農業・農村の構築に努めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
良好な農地・農村の保全	農村活性化対策事業 【再掲】	多団地解消における取組みの支援 同友会、農村女性ネットワーク等の活動支援
	中山間地域等直接支払事業	中山間地域において、農業生産の維持と耕作放棄地の発生を防止
	農村環境対策事業	稲わら、農業用廃プラスチックの組織的な回収活動を行い、資源の有効活用と環境への負担軽減を図る
	農村環境対策事業（農地・水・環境保全向上対策事業）	地域ぐるみの共同活動を支援し、農業用施設の保全管理を推進
安全な食の生産、提供	生産振興対策事業	イエスクリーン認証米、低タンパク米の生産を促進し、良質米生産の拡大を図る
	生産振興対策事業（畜産団体等活動支援事業）	畜産団体の経営意欲・能力の向上を図る
	生産振興対策事業（有害鳥獣駆除対策事業）	有害鳥獣を駆除し、農作物の被害防止を図る
	農産加工施設運営事業	地域の特色ある製品開発を図る
農業体験や食育の推進	農村活性化対策事業（体験農園設置事業）	農業への理解と顔の見える農業の推進を図る

森林の育成

① 農林業の振興

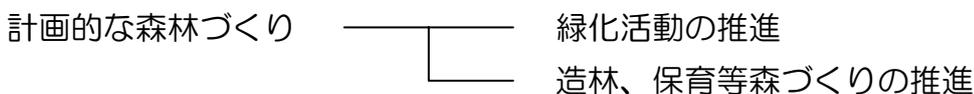
【現状と課題】

- 森林整備計画と森林施業計画に基づき、年次計画により整備を行っています。樹木の成長にばらつきが見られているところもありますが、二酸化炭素吸収源としての機能を発揮させるため着実に整備することが求められています。
- 木を身近に使った体験を通して、人と木・森との関係を主体的に考えられる豊かな心を育むことが求められています。

【基本的な考え方】

- 森林の持つ他面的機能を発揮させるため、森林整備計画と森林施業計画に基づき整備に取り組みます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
計画的な森林づくり	民有林振興事業	民有林における造林、間伐等の経済的負担を軽減し、整備意欲の向上を図る
	町有林整備事業	町有林における造林、保育等の計画的整備

商工業の育成

② 商工業の振興

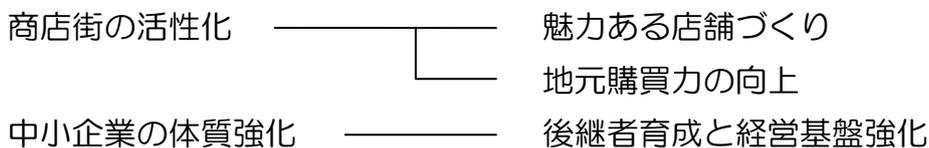
【現状と課題】

- 経営基盤の弱い小規模事業者が多く、近年の経済状況悪化の中で、経営が厳しい状態にあります。
- 地域の特性を活かした商工業の振興や、活力ある地域経済を推進する取組みが必要です。

【基本的な考え方】

- 商工業振興のため、商工業者に対する経営相談、経営改善普及事業などの商工会の事業を支援することにより、中小企業者の経営安定を図ります。
- 消費者ニーズに対応する魅力ある店舗づくりに取り組み、購買力の地元定着や消費者の利便性向上を促進します。
- 中小企業者の設備投資に対する融資を支援し、経営基盤の強化を図ります。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
商店街の活性化	地域消費活性化事業の調査・研究	バイ鷹栖運動を推進するための調査・研究
中小企業の体質強化	商工振興事業	商工業の振興と経営向上のため、商工会・たばこ小売組合への支援
	中小企業等育成振興事業	町内商工業者の経営安定を図るため、融資等の助成

雇用の促進

② 商工業の振興

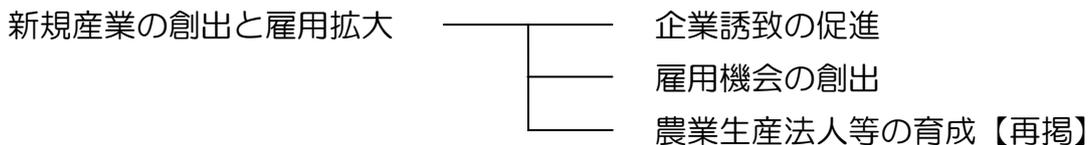
【現状と課題】

○中小企業の経営安定化を図るとともに、産業間の様々な結びつきを強めながら、新しい産業の創出による雇用の場の確保と人材の育成に努める必要があります。

【基本的な考え方】

○鷹栖工業団地などへの企業誘致活動を推進し、雇用の創出と地元経済の発展に努めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
新規産業の創出と雇用拡大	企業立地推進事業	企業誘致活動を推進し、工業団地などの販売を促進させ、雇用の創出を図る
	緊急雇用創出推進事業	失業者に対して次の雇用までの短期雇用創出を図る

産業間の連携・強化

③ 産業連携

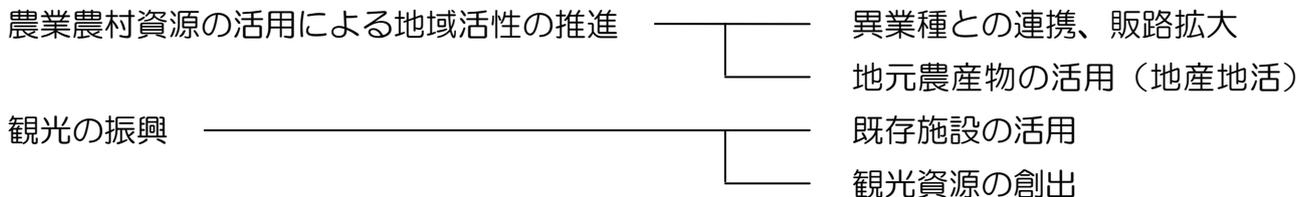
【現状と課題】

- 地元農産物の活用を進めるためには、製造者・生産者から地元消費者までの結びつき等組織の強化や体制の整備が課題となっています。
- 町内企業などが地域資源の有効活用と高付加価値化を目指した新しい特産品の開発を行ってきましたが、さらなる開発支援や販売促進活動の推進が求められています。
- 観光資源となる施設等は乏しい状況にありますが、丸山パークゴルフ場や地元野菜等を販売する直売所の運営により、地域活性の推進を図ってきました。

【基本的な考え方】

- 地場製品の販売促進を図るため道内外への販路開拓に努めます。
- 特産品開発の研究、鷹栖産商品のブランド化を推進します。
- 豊かな地域資源・特性の活用、発掘を図ります。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
農業農村資源の活用による 地域活性の推進	地場製品販売促進事業	各種イベントでの地場製品普及・宣伝活動
	農産加工施設運営事業 【再掲】	地域の特色ある製品開発を図る
観光の振興	観光振興事業	観光資源の発掘やその活用方法を探り、魅力ある地域づくりを進める

2 いきいきとした生涯元気なひとづくり（福祉・教育・安全）

－みんなが元気に暮らし学べるまち－

①地域福祉の充実

- 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりと、地域のボランティア団体等との連携・協働による子育て支援の取組みを進めます。
- すべての人がその人らしく暮らすことができる福祉社会の実現に向け、高齢社会に対応した地域福祉、障がい者の自立と社会参加等の取組みを進めるとともに、誰もが生涯元気で暮らせるための環境づくりに取り組めます。
- 誰もが健康で心豊かな生活を送ることができるよう病気の予防、改善、早期発見のための各種健診や生活習慣への支援体制づくりを進めます。

②教育行政の運営

- 地域に根ざした積極的な地方教育行政の展開を進めます。

③学校教育の充実

- 未来を担う心豊かで創造的な人を育む教育を推進し、家庭・学校・地域が一体となって子どもたちの健全育成に努めます。
- 家庭や地域と連携しながら、自然環境や人材等の教育資源を活かした特色ある学校づくりを進めます。

④人づくり

- まちづくりを担う人材の育成や地域にいる人材を発掘・活用し、よりよい地域社会の実現を推進します。

⑤生涯学習の充実

- 青少年健全育成の推進や生涯を通じて学ぶことができる学習機会の充実に努めます。
- 文化やスポーツにだれもが親しめる環境づくりを進めます。

⑥安全・安心の推進

- 地震や風水害等の自然災害、火災等による事故災害被害を防止・軽減し、安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携を図りながら、総合的な防災・救急体制を強化し、危機管理体制を充実します。

お互い様づくり

① 地域福祉の充実

【現状と課題】

- 社会福祉協議会が地域福祉活動に重点を置いたことを契機に、「自分には何ができるかを考え、自分から行動する」ボランティアセンターの「ボランティア入門講座」が平成18年度からスタートしています。
- 相談活動を進める上での人材確保が難しくなっています。
- 困ったときに助け合う近所付き合いは、18歳～74歳で28.7%になっています。
- 経済的理由による修学が困難な者への修学資金の無利子貸付けが求められています。

近所付き合いの状況	困った時に助け合う	行き来をする程度	立ち話をする程度	あいさつをする程度	つきあいなし	未回答
比率 (%)	28.7	6.6	25.1	27.8	4.4	7.4

平成20年7月末現在 町民アンケート

【基本的な考え方】

- 助け合いづくりの意義・意識高揚に努め、仕組みづくりを進めます。
- 修学が困難な方に対し、修学支援に努めます。
- 社会福祉協議会の人件費補助の継続に努めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
助け合い活動の推進	相談活動等促進事業	団体活動・心配ごと相談の促進活動
	助け合い活動支援事業	助け合いづくりの意義・意識高揚に努め、仕組みづくりを検討
	地域福祉活動支援事業	社会福祉協議会への人件費補助による支援
資源の活用	修学資金貸付事業	修学が困難な方に対して、修学に必要な資金を無利子で貸出す支援

子育て支援

① 地域福祉の充実

【現状と課題】

- 子育て家庭の孤立化が進む社会情勢の中で、子育て支援センターは、地域の親子が気兼ねなく集い、つながり合う場、自己表現できる場としての機能を果たしています。
- 子育てボランティアの育成は、研修を重ね、目的に応じて利用しやすいものとして定着してきました。
- ここ数年若い世代の人口増加に比例して共働き世帯数が増え、保育園の果たす役割が重要視されています。
- 子どもに関わる行政機関の連携が問われており、幼稚園・保育園・子育て支援センター・保健福祉課等との横断的な業務が課題となっています。
- 小学校区毎に放課後児童保育を実施しており、待機児童は生じていません。

【就学前児童数】

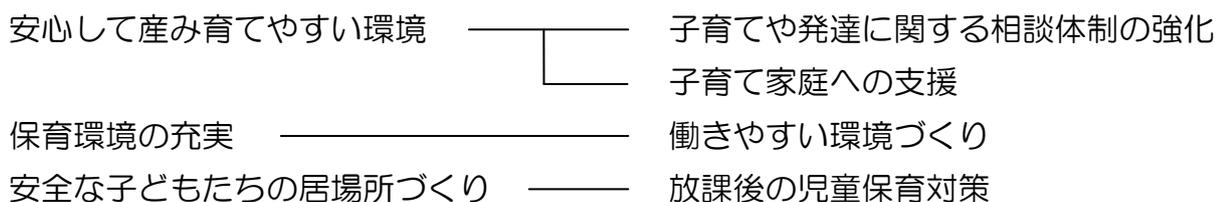
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
人	56	69	74	71	82	94

平成21年4月1日現在 町統計

【基本的な考え方】

- 親子の成長を見守り温かい地域づくりを目指します。
- 子どもの発達段階を踏まえた相談・支援の連続性を推進します。
- 子育て支援センターの拡充や園庭の整備を進めます。
- 一時保育、病後児保育などの実施による保育サービスの充実を図ります。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
安心して産み育てやすい環境	児童手当支給事業	家庭における生活の安定・児童の健全育成を支援
	子ども手当支給事業	次世代の社会を担う子どもの成長及び発達を支援
	子育て支援センター運営事業	子育て支援センターの運営（鷹栖・北野）
保育環境の充実	保育園運営事業	病後児保育等保護者のニーズに合わせた保育園の運営
	広域保育事業	子どもたちを安心して預けられる環境づくり
安全な子どもたちの居場所づくり	放課後児童クラブ活動事業	公設民営方式による町民との協働事業への運営支援



ひとり親支援

① 地域福祉の充実

【現状と課題】

- 親が安心して就業できる環境をつくり、子育て環境の整備充実・支援を行うことが求められています。
- ひとり親家庭の児童が放課後に児童クラブに通所しやすい経済的環境をつくることが求められています。

	母子家庭	父子家庭
世帯	52	4

平成 21 年 3 月 31 日現在 町統計

【基本的な考え方】

- 経済基盤の弱い世帯への支援を進めます。
- 児童が健全かつ安全に生活できることに努めます。

【施策の体系】

自立に向けた支援 ————— ひとり親家庭への支援

【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
自立に向けた支援	ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料助成事業	ひとり親児童が放課後に児童クラブに通所しやすい経済的支援

生涯元気づくり

① 地域福祉の充実

【現状と課題】

- がん検診の現状では、胃がん及び肺がん検診の受診率が平成17年度に比較して低下しています。
- 食生活改善への支援は、生涯元気料理教室で、若い世代も含め、拡大を図っています。
- 運動不足になりがちな高齢者に対して筋力と体力維持を図るため、体操教室を実施していますが、新規の参加者、男性の参加者、これまで参加意欲があまりない人の参加が課題となっています。
- 本人の自立を促すとともに、介護者の負担を軽減し、自宅で生活することへの支援を進めています。
- 高齢者が可能な限り在宅での生活を継続することができるよう地域において必要なサービスの整備に努めてきました。
- 国民健康保険事業の運営は、適正な国保税の賦課により、健全な運営を行ってきています。
- 健康で安心して暮らすために、北海道の福祉医療助成事業に町単独事業を上乗せして実施しています。
- 日曜当番医（初期）、第二次、第三次救急体制の維持に負担金を支出し、町民の生命を守る体制を確保しています。

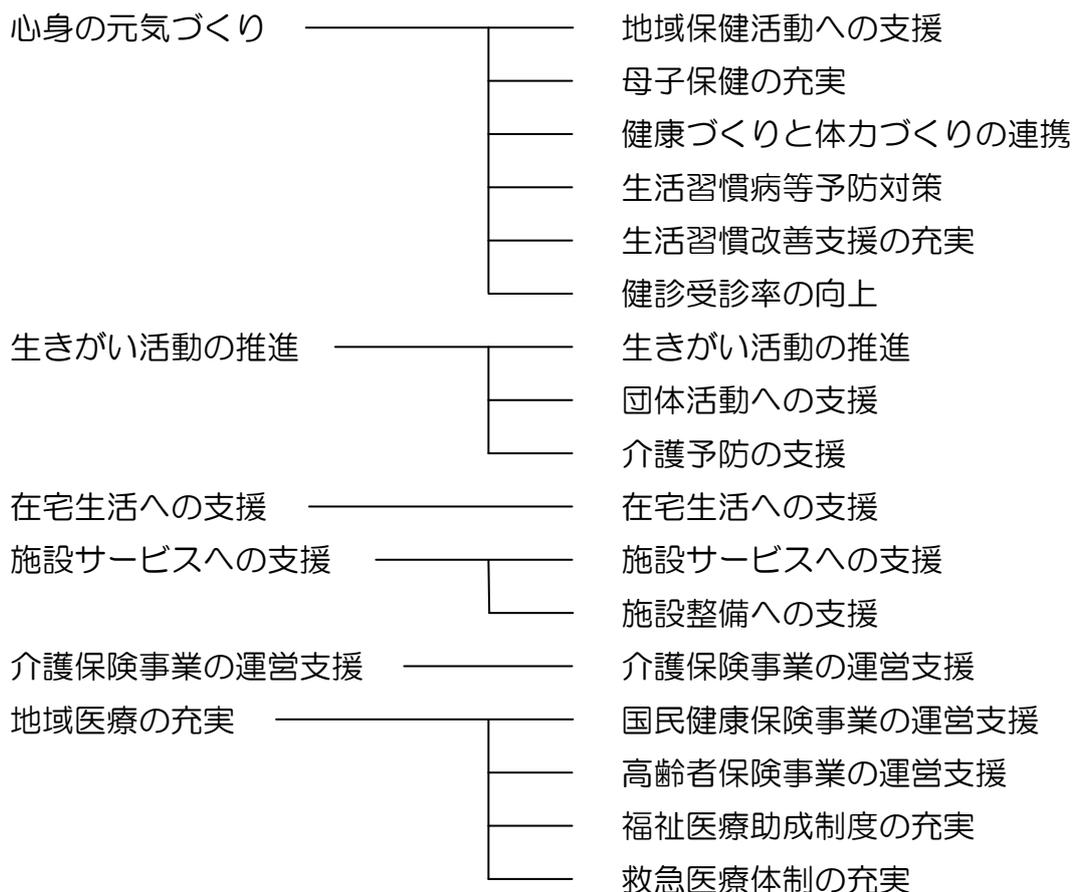
	意識的な予防活動			子どもたちや役場に頼る生き方が出来ない		
	している	していない	未回答	知っている	知らない	未回答
比率（％）	43.8	47.9	8.3	50.4	40.5	9.1

平成20年7月末現在 町民アンケート

【基本的な考え方】

- 意識的に予防活動をする町民の割合を高めるための取組みを進めます。
- 生きがい活動を介護予防活動として位置づけ、誰もがいきいきと元気な生活を送ることを目指します。
- 誰もが自立した生活を営めることを目指します。
- 高齢者に必要な福祉サービスの継続に努めます。
- 医療費の適正化を図るため、生活習慣病予防のための健診を実施します。
- 病気にならない体をつくるための健康づくり活動を実施します。
- 医療費助成事業の継続と充実に努めます。
- 救急医療体制の充実に努めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
心身の元気づくり	母子保健事業	乳幼児の疾病の早期発見と予防及び養育者への支援
	サンホールはびねす水中運動推進事業	生涯元気づくりに役立つ水中運動の推進
	健康増進計画推進事業	健康増進計画推進懇話会の開催、計画の進行管理
	生活習慣病予防事業	成人歯科、健康教育、心の健康相談、家庭訪問等の実施
	予防接種事業	法定伝染病の発生及びまん延の防止
	地域食生活支援事業	生涯元気づくりに役立つ料理教室の開催
	各種健康診査事業	糖尿病等の予備軍の減少、がん等の早期発見と対応

具体的施策	事業名	事業の概要
生きがい活動の推進	高齢者交通費助成事業	80歳以上への交通券等助成
	敬老祝品贈呈事業	喜寿、米寿、白寿、100歳以上の長寿者への祝品贈呈
	老人会活動推進事業	老人会活動、長生き感謝祭、友愛活動への支援
在宅生活への支援	町水道・下水道使用料助成事業	母子、ひとり暮らし高齢者世帯等、上・下水道使用料の助成
	地域包括支援センター事業	要支援1,2の対象者への介護予防支援
	訪問看護ステーション活用支援事業	北海道在宅ケア事業団への会員参加
	高齢者在宅生活支援事業	在宅サービス助成、安心すまい住宅補助等
	冬期生活支援事業	70歳以上の高齢者世帯、要介護者等対象に除雪
介護保険事業の運営支援	介護保険特別会計繰出事業	介護保険事業の円滑な推進
地域医療の充実	国民健康保険特別会計の運営	国民健康保険加入者の医療制度の安定的な運営
	後期高齢者医療特別会計の運営	高齢者医療制度の安定的な運営
	乳幼児等医療費助成事業	小学就学前の乳幼児医療費の助成、小学生の入院費一部助成
	ひとり親家庭医療費助成事業	一定の所得以下のひとり親家庭に対する医療費助成
	精神障害者医療費助成事業	生活安定等のため精神障がい者に対して医療費を助成
	重度心身障がい者医療費助成事業	生活安定等のため重度心身障がい者に対して医療費を助成

障がい者支援

① 地域福祉の充実

【現状と課題】

- 障がいのある人の就職は、国の制度でも就労支援対策が施され徐々に進んではいるものの、大きく前進はしていない状況にあります。
- 町民から、子どもの発達や支援方法等に関する相談窓口がわかりづらいという意見があるため、障がいのある人が地域でよりよい暮らしをしていくためには、相談支援体制が重要な役割を担います。
- 義務教育終了後のサポート体制が確立されていない状況にあります。

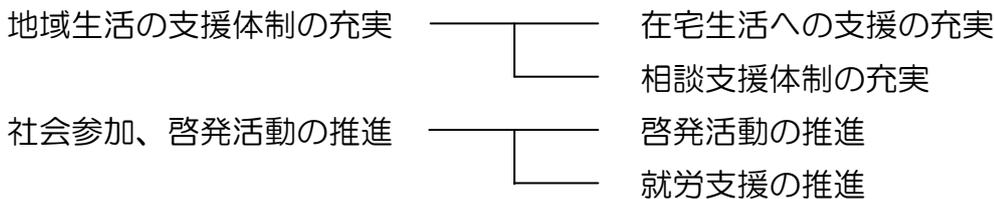
	身体障害者手帳所持者数	療育手帳所持者数	精神障害者保健福祉手帳所持者数
人	422	71	21

平成 20 年 12 月 31 日現在 町統計

【基本的な考え方】

- 障がい者の地域生活における支援体制の充実に努めます。
- 障がいに関する理解の周知・啓発に努めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
地域生活の支援体制の充実	重度身体障がい者交通費助成事業	重度身体障がい者、人工透析者に対する交通費の助成
	重症心身障がい児・者通園助成事業	重症児（者）通園事業の利用負担の一部を助成
	児童訓練施設等通所交通費助成事業	訓練施設等へ通園する心身障がい児と付き添いの保護者に交通費の実費を助成
	補装具費支給事業	障がいのある部分を補うための用具にかかる費用の支援
	自立支援医療給付事業	身体障がい者が更生するために必要な医療を給付
	心身障害者共済掛金補助事業	将来独立して生計が困難な心身障がい児・者に対して保護者が亡くなった時に支給される年金の掛金補助
	精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成事業	在宅の精神障がい者が社会復帰できるよう通所施設への交通費助成
	地域生活支援事業	日常生活用具の給付、移動支援等障がい者が地域で安心して生活するためのサービスの提供
	障害者自立支援対策推進事業	利用者負担の更なる軽減、事業所に対する激変緩和措置等の支援
	障害福祉サービス給付事業	障がい者が安心して生活することが出来るサービスの提供
	障がい者在宅生活支援事業	位置情報検索機器貸与、除雪サービス
相談支援機能強化事業	相談専門員の配置	
社会参加、啓発活動の推進	就労支援事業	障がい者の円滑な就労を図る
	障がい者理解の推進	理解を深めるための啓発・広報活動等を推進

教育行政

② 教育行政の運営

【現状と課題】

- 「新型インフルエンザ」の対応等や感染症等に対する対応・判断マニュアルの作成が必要となっています。
- 児童・生徒・教職員の健康の保持増進が強く求められています。
- 事務事業評価を行い、教育委員会の円滑な運営と幅広い活動を進めています。

【基本的な考え方】

- インフルエンザや感染症の対応について保健福祉課と連携し、マニュアル化に努めます。
- 児童・生徒・教職員の健康保持増進を図り、学校教育の円滑な実施に努めます。
- 地域に根ざした主体的かつ積極的な地方教育行政の展開に努めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
教育行政の強化推進	教育委員会運営事業	地域に根ざした積極的な地方教育行政の展開
	児童生徒教職員健康管理事業	学校医等の配置、健診による児童生徒、教職員等の健康保持増進

小中学校教育

③ 学校教育の充実

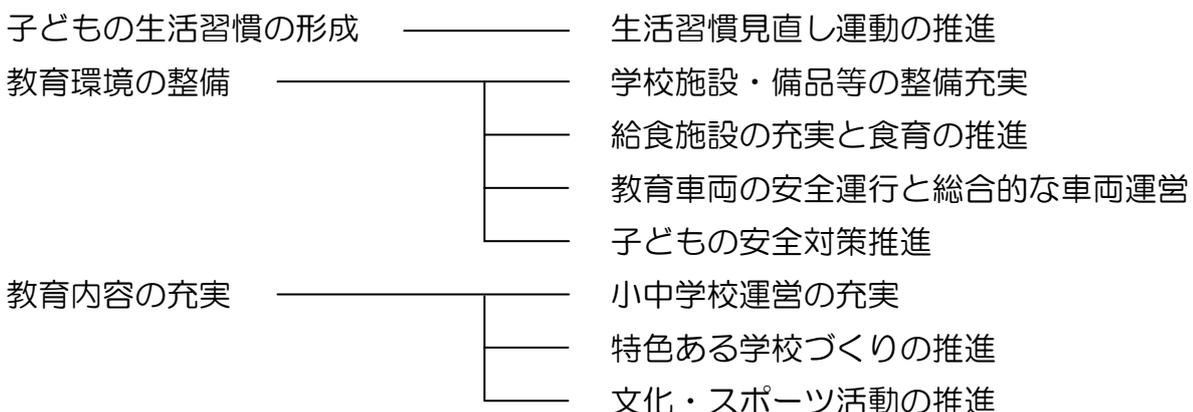
【現状と課題】

- 安全安心で充実した学校生活を送れる環境及び子どもの「生きる力」を育み、知・徳・体の調和のとれた発達を促す教育課程を編成し、個を生かす指導が重要です。
- 充実した特別支援教育やいじめ、不登校等の今日的課題に的確に対応できる体制づくりが求められています。
- 学校の教育活動状況を積極的に公開するとともに、学校評価の充実を図り、より良い学校の運営を図ります。
- 子どもの生活リズムが乱れ、思いやりの心や自らを律する自律的な態度の育成、子どもたちの健康の増進、食育の推進が求められています。
- 食材の急激な価格の変動に対応できる給食費の定期的な見直しが必要となっています。

【基本的な考え方】

- 施設の安全点検を進めるとともに、充実した学校生活を送れる環境づくりを進めます。
- 基礎的・基本的な学力の定着を図り、子どもの思考力や判断力、表現力を育むことを目指します。
- 特別支援教育、いじめ、不登校についても、相談体制の充実をはじめ、きめ細かな対応ができる横断的な体制づくりを行い、必要な支援が受けられるよう努めます。
- 学校・地域・家庭が連携を密にし、地域全体が学校を応援できるような体制づくりを行うことで安全安心の環境づくりを進めます。
- 子どもたちの基本的な生活習慣の実態を把握するとともに、その見直しや改善のための活動を展開します。
- 地元農産物の使用に努め、給食費の定期的な見直しを行います。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
子どもの生活習慣の形成	教育指導主事兼相談員設置事業	学校教育指導、教育相談の実施
	生活習慣見直し運動推進事業	実態調査の実施及び啓発活動、家庭との連携の推進
教育環境の整備	小中学校施設、備品整備事業	教室・施設等の計画的整備を推進
	学校給食運営事業	安全安心な給食の提供、食育の実施
	教育車両運行管理事業	統廃合学校による児童生徒の登下校、学校給食配送等の安全運行の推進
	子ども安全対策推進事業	子どもたちを事件事故から守るため、地域ぐるみでの防犯活動を推進
	いじめ、不登校対策事業	いじめの根絶と不登校児童・生徒への対策の充実
教育内容の充実	特別支援教育推進事業	特別支援教育支援員・補助員の配置、介護を要する児童生徒の通学費の助成
	特色ある学校づくり推進事業	地域の教育力を積極的に活用した、特色ある学校づくりの推進
	小中学校文化、スポーツ活動推進事業	楽器の購入、遠征補助等による少年団、部活動等への支援

幼稚園・高校・養護学校

③ 学校教育の充実

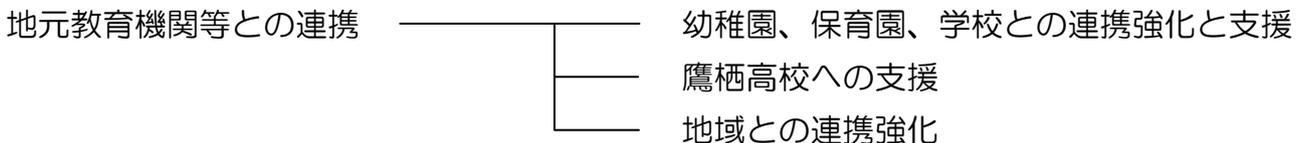
【現状と課題】

- 特色ある幼稚園づくりへの支援として、教職員の研修や小学校との連携事業に対し支援をしています。
- 特別支援学級及び学校生活に不安の抱える子どもの対応について鷹栖養護学校との連携を図っています。
- 鷹栖高校は町内唯一の高校として歴史もあり、存続の活動を展開しています。

【基本的な考え方】

- 幼稚園、保育園、各学校との横断的な体制づくりを行い、情報を共有しながら子どもたちの特徴を伸ばす教育を推進します。
- 鷹栖高校との連携や魅力・特色ある高校づくりへの支援を続け、町内唯一の高校存続を推進します。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
地元教育機関等との連携	幼稚園教育振興事業	幼稚園就園奨励費助成、円山幼稚園教育推進への助成
	鷹栖高校教育振興事業	町内唯一の高校として存続を推進し、学校づくりを支援
	教育機関との連携、協力事業	鷹栖養護学校と連携し、障がい児の就学相談・指導を推進

地域間交流・人材育成

④ 人づくり

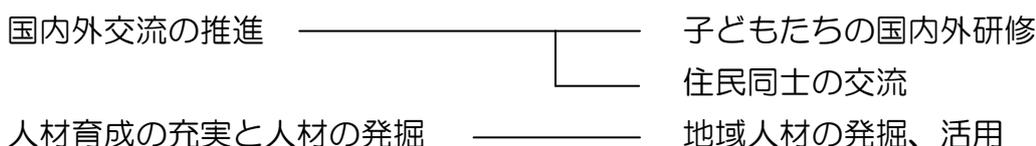
【現状と課題】

- 小学生を対象に長崎県松浦市鷹島町と国内交流を平成8年から実施しています。
- 中高生を対象としてオーストラリア・ゴールドコースト市に毎年派遣しています。
- 受け入れや経済的な問題で参加希望者が、減少傾向であることが課題となっています。
- 従来の国際交流アシスタント業務だけではなく、学校での英語指導助手の時間数が増えており、交流事業については住民ニーズを踏まえての創意工夫した事業が望まれています。
- ふるさとサポーター制度の導入により、町外から鷹栖町のまちづくりを支援していただく環境を整えてきました。

【基本的な考え方】

- 交流事業の実施は、北海道ではできない体験や異なった歴史風土、生活風習などを学ぶ機会として捉え、内容の充実に努めます。
- 国際交流団体への支援や国際交流アシスタントの招致を進め、町民の国際文化交流の推進に努めます。
- まちの情報発信、普及・宣伝活動、アイデア提言活動など町外から鷹栖のまちづくりを応援してもらう環境づくりに努めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
国内外交流の推進	姉妹都市活動推進事業	友好訪問団派遣交流事業等
	国内交流活動事業	長崎県松浦市との小学生交流事業
	国際理解活動推進事業	国際文化交流の推進を図るため団体等を支援
	国際交流アシスタント招致事業	小中学校での英語教育、国際理解の推進
人材育成の充実と人材の発掘	ふるさと鷹栖活動推進事業	さっぽろ鷹栖会、ふるさとサポーター登録制度等の実施

社会教育

⑤ 生涯学習の充実

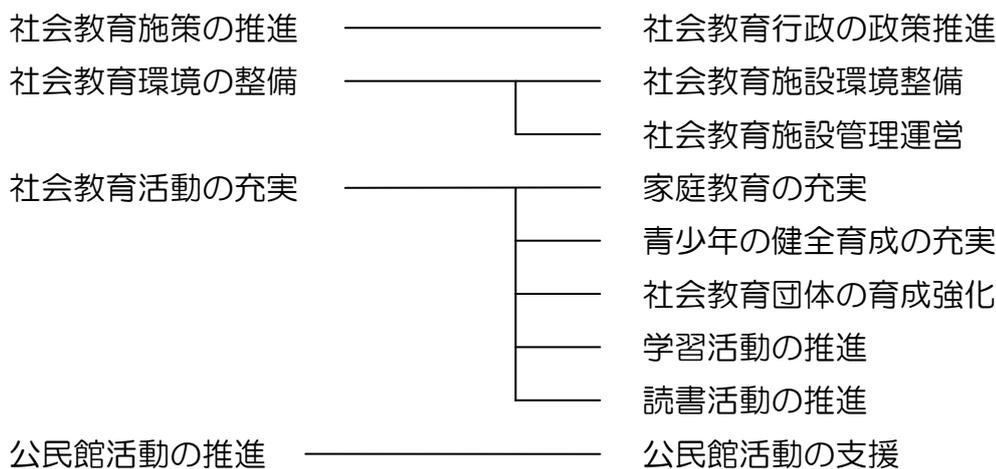
【現状と課題】

- 各地区住民センター、メロディーホールの老朽化が目立ってきており、改修が必要となっています。
- 女性の社会参加を促すために女性サロンスクールを開設し、高齢者が社会の変化に対応するために老人大学・大学院の開設、活動を支援しています。
- 各地区ではそれぞれ特色ある公民館活動を行っていますが、参加者の固定化・高齢化等の課題があります。

【基本的な考え方】

- 生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことの出来る環境づくりに努めます。
- 各世代の様々なニーズに応えた学習機会をつくります。
- 地域づくりの推進のため、公民館活動の支援に努めます。
- 社会教育施設の計画的更新を進めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
社会教育環境の整備	地区住民センター環境整備事業	充実した公民館活動を進めるため環境整備を図る
	メロディーホール改修事業	芸術文化活動を推進するため環境整備を図る
社会教育活動の充実	青少年健全育成事業	通学合宿、サマーキャンプ、ピストロキッズ等の実施
	女性サロンスクール開催事業	女性の社会参加機会の拡充
	老人大学開催事業	高齢者の学習活動支援
	読書活動推進事業	図書室の管理・運営、読書感想文コンクール、ブックスタートの実施
公民館活動の推進	公民館活動支援事業	住民活動の推進及び生涯学習主事の配置



芸術文化

⑤ 生涯学習の充実

【現状と課題】

- 町民の芸術文化に対する関心を高めるため、メロディーホール開館以来16年にわたり招へい型の公演を自主文化事業として実施し優れた芸術文化に接する機会を提供してきましたが、嗜好の多様化等によって自主事業への町民の入場者が減少している傾向にあり、町民の関心を得るためには中長期的に見た事業の組み立てが必要だと考えられます。
- 芸術文化のレベル向上には、優れたものを鑑賞することも必要ですが、自らが体験することで、より身近なものとなり興味関心が高まります。今後はワークショップなどの体験型事業を展開する必要があると考えています。
- 無形文化財の北野獅子舞保存会の会員の高齢化により、活動が休止しています。

【基本的な考え方】

- メロディーホールが町民にとって身近に思えるような事業を展開します。
- 昔から伝わる様々な伝統文化を未来へ継承します。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
文化活動の推進	メロディーホール自主文化事業	優れた芸術文化の鑑賞機会を提供し、文化振興を推進
	町民自主企画公演支援事業	町民が主体となって行う事業の支援
	ちびっこフュージョン開催事業	小学低学年を対象とした演劇等の鑑賞の実施
	芸術文化体験推進事業	小中学校アウトリーチや一般向けワークショップ等の実施
	文化団体育成事業	文化協会、町民文化祭の支援、文化賞等表彰
	郷土誌発刊支援事業	新郷土たかす発刊の支援
文化財の保護	郷土資料館運営事業	郷土資料を保存・展示
	文化財保護事業	指定文化財活動への支援等



スポーツ

⑤ 生涯学習の充実

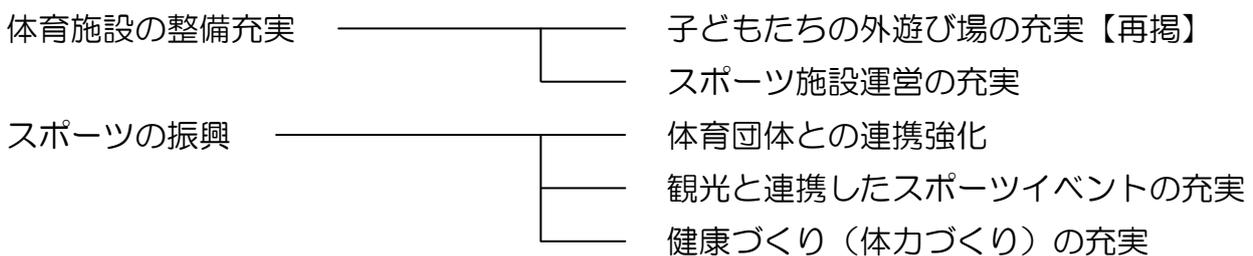
【現状と課題】

- 屋内外体育施設は整いつつありますが、新たなニーズや経年劣化による計画的な改修が求められています。
- 管理経費の節減とサービス向上を図るため、受益者に適正な負担の理解を得ることと、管理方法の改善が求められています。
- 体育協会、高齢者団体、少年団等それぞれ活発な活動が行われ、全道規模で活躍する選手も多数生まれていますが、地区単位のレク活動は停滞気味となっており、体育指導委員を含めた指導体制の見直しが求められています。
- 健康志向の高まりから、歩走運動や健康体操に取り組む人が中高年を中心に増えていきます。

【基本的な考え方】

- だれもが平等にスポーツ、レクリエーションを楽しめる施設の整備を進めます。
- スポーツを通して「生涯元気づくり」の仕組みづくりを進めます。
- 体育指導委員等の指導者活動支援やスポーツマスター制度活用によるスポーツの振興に努めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
体育施設の整備充実	総合体育館管理事業	総合体育館の適正管理
	海洋センター施設整備事業	海洋センターの改修
スポーツの振興	体育団体育成支援事業	体育協会、各種大会開催支援
	スポーツイベント教室開催事業	各種フェスティバル、教室等の開催
	生涯スポーツ活動促進事業	体育指導委員等指導者の活動支援、学校開放事業、表彰の実施
	海洋センター事業	B & G杯各種大会等の開催



救急・消防

⑥ 安全・安心の推進

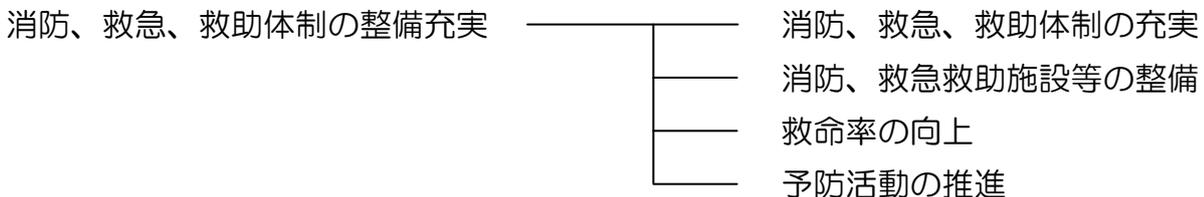
【現状と課題】

- 高齢化社会の進展や、住民意識の変化により、救急出動の増加が課題となっています。
- 複雑多様化する災害に対応するため、消防業務の高度化・専門化が求められています。
- 火災出動には、消防団員と共に災害による被害を最小限に軽減するため活動していますが、団員の高齢化が進むとともに団員の確保が課題となっています。

【基本的な考え方】

- 住民の安全安心な生活を守ります。
- 災害の未然防止に努めます。
- 高度な救急救命処置を実施し、救命率の向上を図ります。
- 救命講習会、防火講習会などの実施により予防活動を推進します。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
消防、救急、救助体制の整備 充実	消防、救急、救助体制の整備 充実	救急救命士の育成 消防、救急救助設備・車両等 の整備、更新

防災

⑥ 安全・安心の推進

【現状と課題】

- 地域防災計画については毎年内容を確認し、見直しが必要です。
- 防災意識の高揚を図るために、毎年防災訓練を実施し、広報等により町民に広く周知を行う必要があります。

【基本的な考え方】

- 防災に対する町民の意識高揚を図ります。
- 地域の防災体制の強化に努めます。

【施策の体系】

総合的な防災体制の確立 ————— 防災意識の高揚と普及啓発

【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
総合的な防災体制の確立	防災対策事業	各地区防災避難訓練の実施 及び防災計画の見直し 行政、地域の防災体制の整備 推進



治水

⑥ 安全・安心の推進

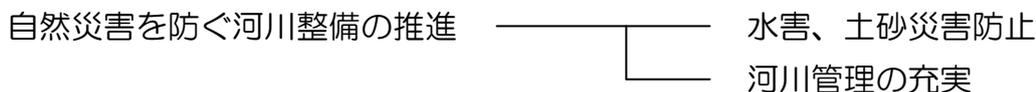
【現状と課題】

- 町内及び町界を流下する主要河川は、オサラッペ川、六号川、七号川、八号川、ヨンカシュッペ川、ハイシュベツ川、キムクハイシュベツ川、シュマン川、イブンベウシ川の9河川、延長は91.1kmあり、このうち国が管理する河川は1河川8.5km。道が管理する河川は9河川（国管理1河川重複）、31kmです。また、町が管理する普通河川は34河川（国及び道管理9河川重複）、128.9kmとなっています。
- 直轄河川のオサラッペ川については、完成断面の整備を終えており、台風等大雨時において洪水等の被害はほとんどなくなっています。
- 堤内排水路のトラフ装甲未整備箇所の点在や水田からの落水時の土砂流入等により、流れが阻害されているところもあり、また近年のゲリラ的豪雨の時には冠水による被害箇所があります。
- 国営土地改良事業により造成された明渠排水路（オサラッペ川、ハイシュベツ川、キムクハイシュベツ川、シュマン川、イブンベウシ川、北星川）及び普通河川の一部が老朽や経年変化により構造物が傷んできています。

【基本的な考え方】

- 自然災害から住民の生活を守り、土地の保全に努めます。
- 河川の現況を明らかにし、管理を円滑に進めます。
- オサラッペ川の流下能力の改善等要望を行います。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
自然災害を防ぐ河川整備の推進	オサラッペ川直轄河川改修工事促進事業	地域の安全確保と土地保全のため国に対する工事促進を要望

防犯・交通安全

⑥ 安全・安心の推進

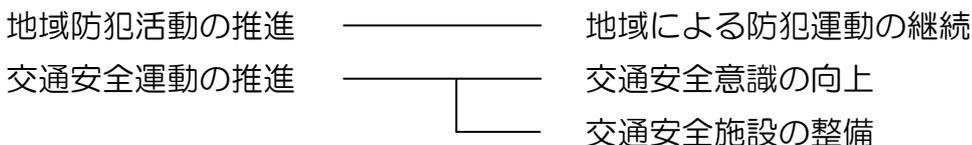
【現状と課題】

- 町防犯協議会を中心に活動を推進し、事件が起きないような環境づくりに向けた活動を各関係機関や警察と連携して実施しています。
- 夜間の犯罪や事故等を未然に防止するため、市街地内防犯灯の新設費用に対し一部補助していますが、老朽化により灯具の更新を控えている箇所もでてきており、町内会は更新費用の課題があります。
- 交通事故を減少させるため、街頭指導や街頭啓発活動を実施しています。
- 町民に広く交通事故の悲惨さを伝え、ルールやマナーの向上を図るためのチラシ配布や交通安全教室の開催を実施しています。

【基本的な考え方】

- 犯罪や事故に遭わせないために、町民の協力による防犯活動を積極的に支援し、自分たちの地域は自分たちで守る機運を創ります。
- 夜間における安全の確保と事故発生の防止により、明るく住みよい生活環境づくりに努めます。
- 交通事故のないまちづくりを目指します。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
地域防犯活動の推進	街路灯・防犯灯設置管理事業	防犯灯新設、更新費用、防犯灯維持に対する支援
	地域防犯対策事業	町民の日常生活の安全を確保するため、防犯意識の啓発
交通安全運動の推進	交通安全対策事業	街頭啓発や交通安全教室の実施

消費者被害防止

⑥ 安全・安心の推進

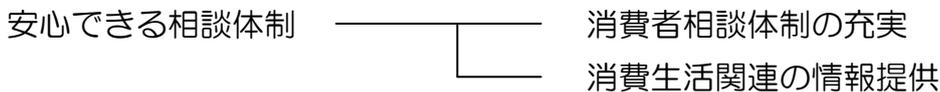
【現状と課題】

- 消費者を取り巻く環境は大きく変化し、インターネットや通信販売等の販売方法や契約方法も複雑・多様化しています。これに伴い、振り込め詐欺や架空請求等新たな消費者被害問題が高齢者を中心に増加しています。
- 消費者被害防止ネットワークの組織はありますが、被害件数が極めて少ないため形骸化することが懸念されます。

【基本的な考え方】

- 関係機関と連携して、苦情・トラブルに対する相談体制を充実させるとともに適切な解決に努めます。
- 消費者からの相談にスムーズに対応できるよう職員の資質向上に努めます。
- 悪徳商法防止等の啓発を強化し被害の未然防止に努めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
安心できる相談体制	消費者行政活性化事業	被害を未然に防止し、安心した生活ができるよう啓発の強化を推進

3 快適で生活しやすいくらしづくり（生活環境）

－自然を守り育て、環境にやさしい、暮らしやすいまち－

①生活環境の向上

- 物流や生活を支える広域的な交通ネットワークの整備を進めるとともに、安全で快適な交通環境の整備、利便性の向上、冬期における交通環境の充実等、地域における円滑な道路交通網の形成を促進し、更新も含め適時適切な維持管理に努めることにより、施設の長寿命化や更新費用の平準化を図ります。
- 冬の安全で快適な交通体制を確保するため、気象条件を踏まえた道路整備や除排雪を実施します。
- 快適で衛生的な生活環境の確保のため、合併浄化槽の設置や上・下水道施設の維持管理の充実を図ります。

②住宅環境の充実

- うるおいのある暮らし、安全な住まいづくりを進めるため、耐震性や省エネルギー等住宅の基本性能の向上、定住化促進のため居住環境を整備するとともに、民間の力も活用しながら、総合的な住環境の検討を進めます。

③環境対策の推進

- 本町の雄大な自然景観や地域の個性ある農村景観の魅力を高めるため、自然景観に配慮した、河川・道路・農地の整備や森林の保全管理等を進めます。
- 大量生産、大量消費、大量廃棄からリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）、の3Rを中心に廃棄物の減量化及び資源化を進め、循環型社会にふさわしいごみ処理体制の構築を図ります。

道路交通網・橋りょう

① 生活環境の向上

【現状と課題】

- 主要幹線である道道及び幹線町道の整備は、さらなる整備促進に向け、利便性かつ安全性の向上を重視し、整備・要望活動を行っています。
- 幹線道路を中心として、道路の損傷の著しい箇所や新たな交通体系に対応する再整備を行っています。
- 橋りょうに代表する道路構造物は、老朽化が進み修繕・補修等の時期を迎えています。
- 未舗装道については、維持管理を含めた道路整備方針を立て、工事費がかかる改良舗装の事業については、路線を選択し、交通量及び地域としての道路の必要性を踏まえた中で、財源等を考慮しつつ工事費の節減できる工法へと検討しなければならない状況にあります。
- 既存歩道において、歩行の安全性や快適性が確保できず、高齢者や幼年齢者などに対する配慮が行き届いていない箇所があります。

【基本的な考え方】

- 将来的な道路交通網を見据えながら、安全性や利便性の向上を図ります。
- 産業経済の振興、公共施設などへの連絡道路としての道路環境づくりを進めます。
- 安全確保や快適性を最優先に整備を進めます。
- 町民の道路愛護意識の高揚に努めます。

【施策の体系】



※1 ユニバーサルデザイン・・・年齢や性別、障がいの有無など様々な理由によって利用者を差別しないすべての人のためのデザインのこと

【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
幹線道路、生活道路の整備充実	町道改良舗装事業	幹線道路の改修及び未舗装道路の舗装事業を行う
	道路橋りょう長寿命化対策事業	長寿命化計画に基づき、修繕・定期点検を行い、随時橋りょうの健全化を図る
	道路環境美化推進事業	地域住民団体の協力による道路の清掃等活動の支援
安全な道路環境	総合的なユニバーサルデザイン ^{※1} 推進事業	公共施設のユニバーサルデザイン計画の策定
	歩道等交通安全対策事業	歩道の修繕、転落防止柵や照明灯などの老朽化した施設の更新・整備



河川環境

① 生活環境の向上

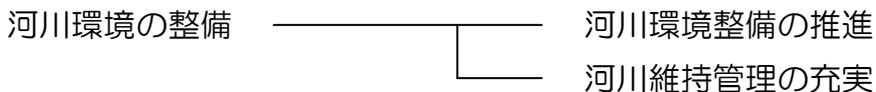
【現状と課題】

- 国直轄河川の草刈回数の減及び道費河川の草刈管理委託費の減少等により、周辺環境の悪化及び地先、町の負担増の恐れがあります。
- ゲリラ豪雨等異常気象による内水氾濫や浸食による河川堤内民有地への被害防止に対応する必要があります。

【基本的な考え方】

- 町民一人ひとりが、清潔で美しい生活環境づくりに努め、環境保全を推進します。
- 河積の確保により冠水被害の低減や法面崩壊等の災害防止に努めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
河川環境の整備	環境保全活動事業	地域住民団体の協力による河川周辺の草刈活動の支援
	河川管理事業	老朽化した護岸、災害防除のための護岸・護床の補修、土砂の搬出実施

雪対策

① 生活環境の向上

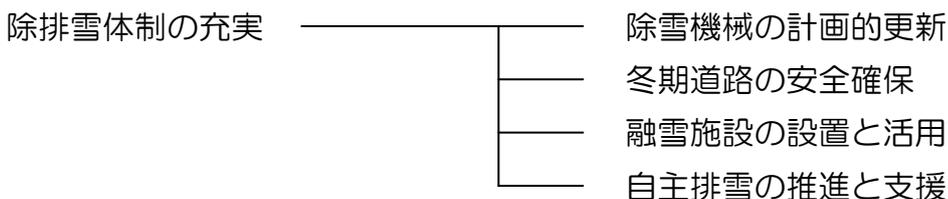
【現状と課題】

- 除雪は直営と委託で実施しており、市街地及び一部号線を委託していますが、安全で快適な冬期交通の確保及び冬のくらしの交通安全と快適性を確保するため、全町内において、直営路線及び委託路線の見直しの課題があります。
- 建設機械は、使用年数が10年を超える車両が6台となり、作業効率が大きく低下してきています。
- 雪捨場について現在、運動公園隣接の敷地を残土及び雪堆積場として利用していますが、跡地利用等のことがあり将来利用できなくなることが懸念され、北野市街地内の雪堆積場所確保についても早期対応の必要があります。
- 両市街地に排雪を利用して雪上滑り台を造成し子どもたちへの利用を促しています。
- 高齢化に伴い間口除雪の件数が増加傾向にあり、出勤時間を早め対応していますが、除雪できる時間帯の制限もあり、限界にきている状況にあります。

【基本的な考え方】

- 生活路線の円滑な除排雪の推進を図るとともに、安全安心で快適な冬の生活環境づくりに努めます。
- 自主排雪に対して支援を行い、町民協働の除排雪を検討します。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
除排雪体制の充実	車両維持管理事業	除雪車両等の更新
	融雪槽等設置助成事業	宅地内の排雪対策に融雪槽設置助成を実施
	自主排雪支援事業	自主排雪実施を促すための調査研究

上下水道

① 生活環境の向上

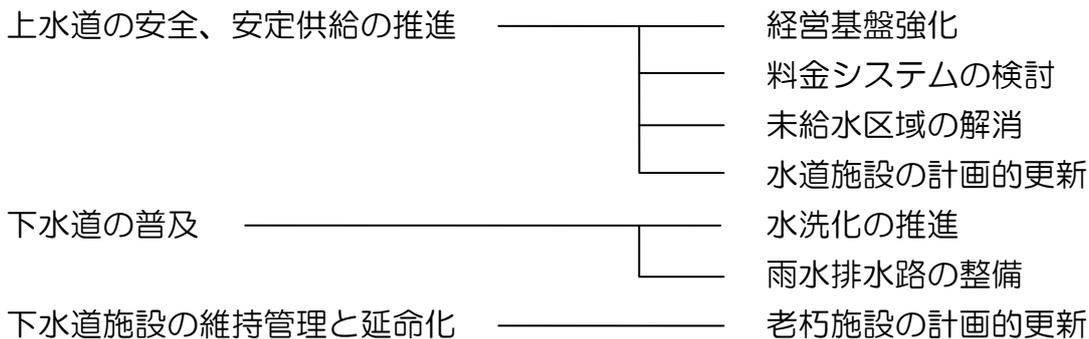
【現状と課題】

- 年次計画的に配水管の更新が必要となってきました。
- 下水道区域内の車・歩道の沈下が著しく、一部では人孔柵・公設柵が飛び出ている状態になっており、車の走行・除雪及び歩行の障害になっています。
- 管渠の清掃及び破損箇所の調査は、概ね10年サイクルで実施しています。

【基本的な考え方】

- 配水管更新基本計画の策定を進めます。
- 安全安心な水を供給できる環境に努めます。
- 下水道による水環境の改善に努めます。
- 費用の抑制、事務の効率化に努めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
上水道の安全、安定供給の推進	老朽管布設替事業	北野市街地の耐用年数を経過した配水管の更新、道路工事に伴う布設替
	水道共同施設建設・改良事業	愛別ダム堰堤改良、石狩川浄水場改良、三角台配水池改良
下水道の普及	本町排水区雨水排水整備事業	鷹栖町内の雨水排水路の整備工事
	合併処理浄化槽設置整備及び維持管理補助事業	設置及び維持管理費に係る補助金の交付、浄化槽の管理
下水道施設の維持管理と延命化	下水道漏水修理工事	下水道管渠の適正管理と有収率の向上

公共交通

① 生活環境の向上

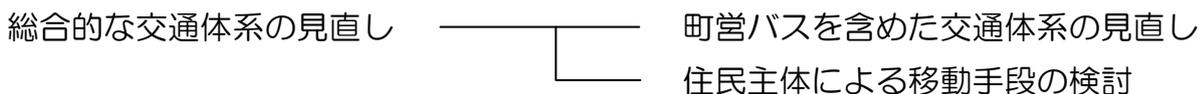
【現状と課題】

- 町営バスの利用者数が年々減少傾向にありますが、車を持たない高齢者等の生活には必要不可欠な交通手段であり、地域の実情に即した運行体系等の見直しをしていくことが求められています。
- 町営バスや社会教育車、スクールバス等は同一路線を走行する場合もあり、時間帯によってはごく少数の乗車となっていることから、総合的な交通体系の見直しが求められています。
- 民間運行路線においても、利用者数の減少、燃料費の高騰など今後の運行体系に注意する必要があります。

【基本的な考え方】

- 町民の足として地域の実情に合わせた運行に努めます。
- バス利用者の利便性向上と地域活動の活性化を図ります。
- 町民との合意により、乗車ゼロの町営バスを減らし、低炭素社会の実現に努めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
総合的な交通体系の見直し	町営バス運行事業	高齢者等の移動手段を確保するため町営バスを運行

情報通信

① 生活環境の向上

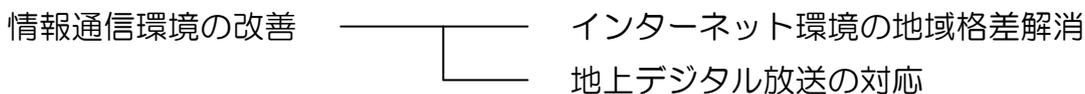
【現状と課題】

- インターネット環境整備については、2つの工業団地及び鷹栖市街地について、光回線敷設の要望書を提出するも、現在も敷設に至っていません。
- 中央、北斗、北成地区及び鷹栖、北野農村地域についても、ISDN回線の供用が中心となっており、インターネットの接続スピードに課題があります。

【基本的な考え方】

- ブロードバンド地域の拡大を目指し、民間業者への設備要望も含めインターネット環境整備を推進します。
- 中央・北斗・北成地区について、情報過疎地とならないような対策を検討します。
- 地上デジタル放送開始による、電波障害地区の解消に努めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
情報通信環境の改善	地域情報化推進事業	高度情報化社会に対応した情報環境の整備

土地利用

② 住宅環境の充実

【現状と課題】

- 市街地と農業地域が調和を図りながら、土地利用の規制誘導等が重要となっています。
- 市街地整備の開発年度の違いにより団地間で年齢層格差が起き、住宅の老朽化や世帯構成の変化などにより人口流出が進行し、住民のコミュニティの形成に影響を与えることが懸念されています。
- 従来手法による開発に限界が生じており、今後の定住対策においては、総合的な土地利用計画に基づく新たな定住対策として、発想の転換や工夫が求められています。
- 農村部における過疎・高齢化、旧市街地における少子高齢世帯の増加への対応が求められています。

【基本的な考え方】

- 農業地域、森林地域の保全、市街地における無秩序な開発の拡大を抑制し、自然と調和した土地利用を推進します。
- 循環型市街地の形成を目標とし、既存市街地の世代交代による、住替えの促進、住環境の多様化に対応する土地利用の再整備を推進します。

【施策の体系】

効率的な市街地形成 ————— 既存施設等の有効活用

【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
効率的な市街地形成	都市施設管理事業	宅地等の空洞化をなくし地域コミュニティ増進を図る

住宅環境

② 住宅環境の充実

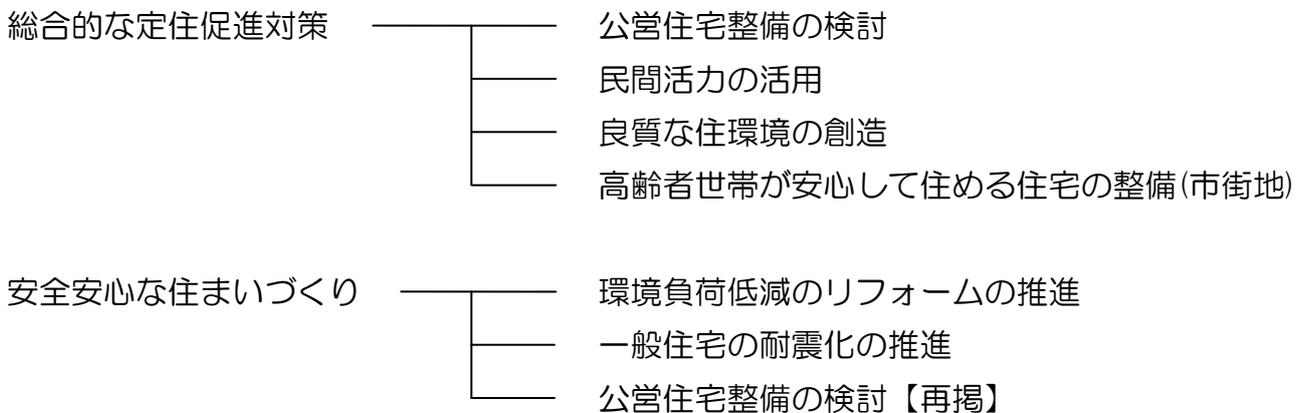
【現状と課題】

- 既存市街地については、核家族化が進んでいることや、開発された地区や年代ごとに同世代が集中して定住していることにより、一斉に高齢化が進む地区が発生することが懸念されています。
- 公営住宅については、ストックの活用から^{※2}も計画的にユニバーサルデザインを^{※1}意識した維持修繕が求められています。
- 昭和56年以前に建設された住宅には、耐震性や環境負荷低減を目的とした基本性能の向上が求められています。
- 都市計画行政をはじめ土地利用との整合、各施策の対象者等を考慮しながら、定住者の確保を目指した総合的な住宅施策のあり方を検討しています。

【基本的な考え方】

- 各団地のコミュニティ増進、既存施設（住宅等）を利活用する循環型市街地を目指します。
- 自然環境の保全や良好な景観の形成を図る居住空間や農業等の地域産業と調和する暮らしを推進します。
- 公営住宅等に^{※1}ユニバーサルデザインを導入した整備計画を推進します。
- 公営住宅の対症療法的管理から予防保全型管理への転換を図り、コスト縮減に努めます。

【施策の体系】



※1 52 ページ参照

※2 ストック・・・・・・・・・・既存施設（この場合既存公営住宅）

【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
総合的な定住促進対策	定住促進住宅建設補助事業	町内に賃貸住宅を建設する法人等への助成
	定住対策事業	空家増加の防止及び新たなニーズによる宅地の検討
安全安心な住まいづくり	環境負荷低減リフォーム推進事業	既存住宅のリフォーム時に環境負荷低減できる商品情報提供や相談窓口設置の検討
	既存住宅耐震改修事業	改修補助により、既存施設等の再利用を向上させ、市街地の循環型形成につなげる
	公営住宅整備事業	公営住宅長寿命化計画策定 ^{※2} ストック改善事業の実施 老朽住宅建替事業



公園・広場・緑地

② 住宅環境の充実

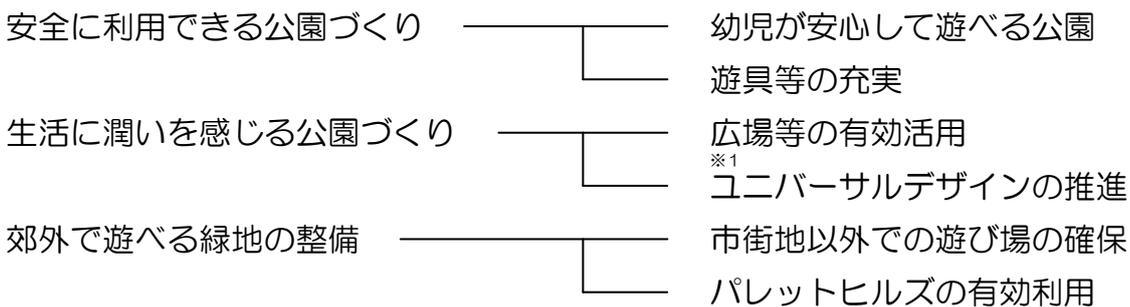
【現状と課題】

- 遊具の安全確認を最優先し、随時遊具の修繕、補強、更新を進めています。
- 砂場の衛生対策やバリアフリー対策が遅れており、手法を含め課題を抱えています。^{※3}
- 昭和50年代に開発された市街地の子どもは大幅に減少傾向であり、公園の活用方法の検討が必要となってきました。
- 管理についても芝刈り方法や遊具の設置など、地元の要望が多様化しています。
- 公園については町内会の年齢構成も考慮したうえで、リニューアルを検討することが求められています。
- パレットヒルズは、「町民手づくりの杜」という考えのもと、息の長い整備を続けています。

【基本的な考え方】

- 子どもが安心して利用でき、年代別の利用形態に合った公園づくりを推進します。
- 時代のニーズや今後の市街地活性化の構想を視野に入れながら、地元の要望に応えられるような体制づくりを進めます。

【施策の体系】



※1 52 ページ参照

※3 バリアフリー・・・高齢者、障がい者等が社会生活していく上で障壁となるものを除去すること
物理的、制度的、心理的、情報面等のすべての障壁を除去すること

【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
安全に利用できる公園づくり	安全安心公園整備事業	公園長寿命化計画を基に維持修繕やバリアフリーを取り入れたユニバーサルデザイン対策を推進
生活に潤いを感じる公園づくり	公園敷地等有効活用促進事業	冬期の雪堆積場として利用している公園等の夏場の活用方法の検討
郊外で遊べる緑地の整備	パレットヒルズ整備事業	パークゴルフ場の利用試行及び植樹イベント等の実施



自然環境・景観

③ 環境対策の推進

【現状と課題】

- 本町は、恵まれた自然環境とともに発展してきましたが、生活様式の多様化などにより環境の汚染などが憂慮されています。
- 公共施設への看板の設置は、概ね完了していますが、新しい施設の誘導看板の設置や老朽化した看板の修繕が必要です。

【基本的な考え方】

- 低炭素社会に向けたまちづくりを推進します。
- 鷹栖町のイメージアップにつながる看板の設置を検討します。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
自然環境の維持	環境保全対策事業	環境基本計画の見直し
	公害防止対策事業	騒音、振動及び悪臭の規制 河川ダイオキシン類濃度測定調査等の実施
景観の保全	デザインのあるまちづくり推進事業	統一されたデザインに基づく公共施設案内表示、住所案内板等の設置

リサイクルの推進

③ 環境対策の推進

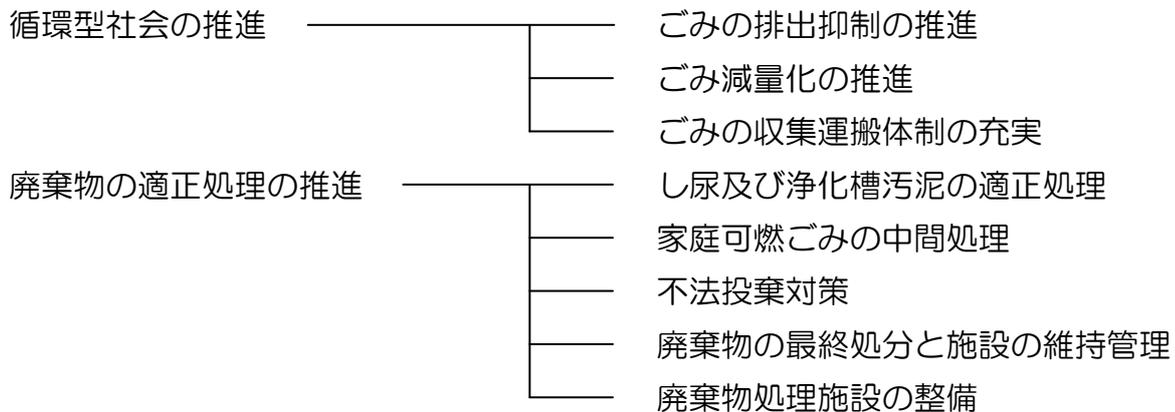
【現状と課題】

- 生ゴミの排出方法及び収集体制の構築を実施しました。
- ごみ減量化対策事業の推進により旭川市への家庭からの燃やせるごみの委託処理量が3/5に減少し、生ゴミ堆肥化の効果が現れています。
- 町民一人ひとりの認識を向上させるため収集日程及び分別方法の周知を徹底して実施しています。

【基本的な考え方】

- リデュース、リユース、リサイクルを中心に廃棄物の減量化及び資源化を進めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
循環型社会の推進	生ごみ堆肥化容器購入助成事業	生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の購入助成
	ごみ減量化対策事業	ごみ減量推進懇話会の実施
	指定ごみ専用袋等売渡管理事業	町指定 7 種類のごみ専用袋の発注、売渡、町指定生ごみバケツの発注、売渡
	生ごみ堆肥化施設維持管理及び運営事業	生ごみの堆肥化处理、施設及び特殊業務用車の維持管理、生産した肥料の管理、有料化の検討
	一般廃棄物収集運搬事業	家庭ごみの収集運搬作業、収集車両更新、業務委託の検討
廃棄物の適正処理の推進	し尿及び浄化槽汚泥処理事業	し尿及び浄化槽汚泥の適正処理
	家庭ごみ焼却処理事業	旭川市に焼却処理委託：燃やせるごみの搬出、焼却灰の受け入れ
	不法投棄対策事業	パトロールの強化及び公共用地の不法投棄物収集作業
	最終処分場維持管理及び運営事業	効率的な最終処分及び施設の維持管理の実施
	一般廃棄物処理施設整備事業	一般廃棄物処理施設の整備、保管施設及び周辺整備
	産業廃棄物処理施設整備事業	安定型最終処分場整備の検討

環境対策の推進

③ 環境対策の推進

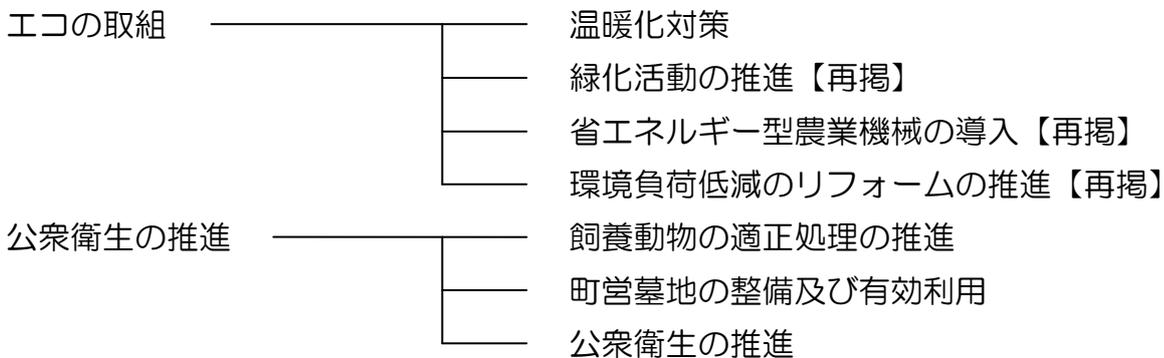
【現状と課題】

- 国において新エネルギー・省エネルギーの導入普及が進められており、市町村においても導入普及を図るための「新エネルギー・省エネルギービジョン策定」が求められています。
- 国家レベルで計画する大きな課題のため、現実的な危機感がないのが現状ですが、京都議定書の目標数値より超えている数値を抑えるために、それぞれの自治体がどこまで積極的に進めるかが課題となっています。

【基本的な考え方】

- 低炭素社会に向けたまちづくりを推進します。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
エコの取組	低炭素化促進検討事業	省電力照明実用化に向けた実証実験
公衆衛生の推進	墓地維持管理及び運営事業	町営墓地の整備及び維持管理 区画整備の検討

4 人々がふれあう地域づくりとまちづくり(地域づくり・行財政)

ーコミュニティづくりと行政サービスの充実、健全な財政で自立をめざすまちー

①地域づくり

- 安心して暮らせるコミュニティの形成・再生に向け、多様な主体が連携し、地域ニーズへの対応や身近な課題を解決する地域の取組みを促進します。
- 広報紙等による的確な情報の提供を行うとともに様々な町民の皆さんの声を町政に反映させるため、広聴活動の充実を図ります。

②行財政の運営

- 多様なニーズや新たな行政課題に対応するため職員の意識改革、資質の向上を図るとともに、事務の効率化と財政基盤の健全化を目指し計画的な行財政改革を進めます。
- 広域連携による行政サービスと事務の効率化を図るとともに、財源確保と限られた予算の重点配分を行い、効果的で効率的な財政運営に努め、自立したまちを目指します。

地域コミュニティ・住民参加

① 地域づくり

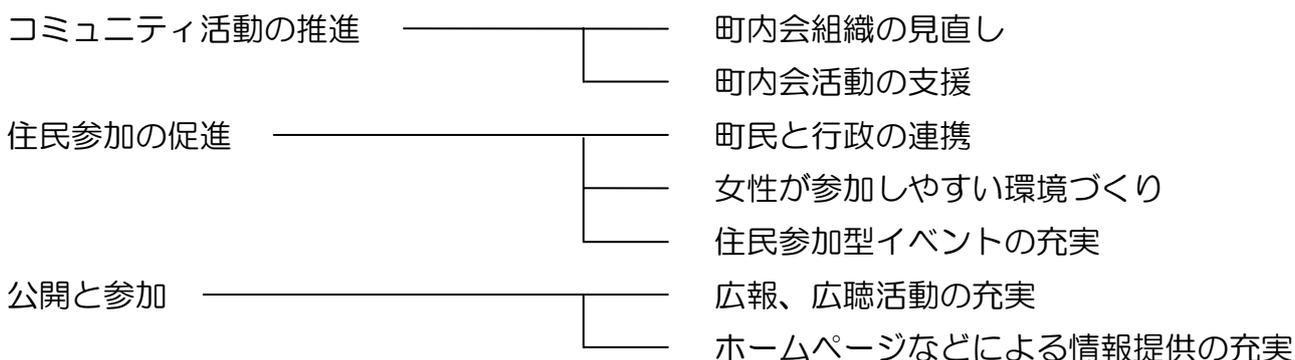
【現状と課題】

- 農村部においては、高齢化、戸数減が続き町内会組織として維持することが難しく、再編の必要なところもありますが、町主導ではなく、地域の自主的な判断に委ねています。
- 目的を持った「NPO」が、町民の健康づくりや福祉の増進、男女共同参画のために活動を展開しています。
- 高齢化が進む中で、高齢者福祉（特に過疎地）を目的としたNPOが少なく、地域が限定された活動にとどまっていることが課題となっています。
- 広報、ホームページ等は、常にわかりやすく充実した内容に努めます。

【基本的な考え方】

- 「町民」、「行政」、「町民と行政」それぞれの役割分担を明確にし、コミュニティの活性化を推進します。
- 行政の手が届かない町づくり課題解決に向けて、町民等が主体となった団体（NPO・ボランティア）の育成を推進します。
- 最新ニュースを随時更新し、まちづくりの活性化に連動できるよう努めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
コミュニティ活動の推進	町内会等活動支援事業	事務費補助、自治会活動保険加入により町内会活動を支援
住民参加の促進	鷹栖町振興補助事業	町民の自主的な地域づくりの活動や協働のまちづくり活動の支援
	男女共同参画推進事業	女性たちのまちづくり懇談会を開催
	熱夏フェスタ支援事業	たかす熱夏フェスタへの支援
公開と参加	広報広聴活動事業	広報たかす・総合カレンダー・私たちのまちづくり発行、まちづくり懇談会、町長への手紙、出前講座の実施
	まちづくり情報提供事業	ホームページの運営



行政

② 行財政の運営

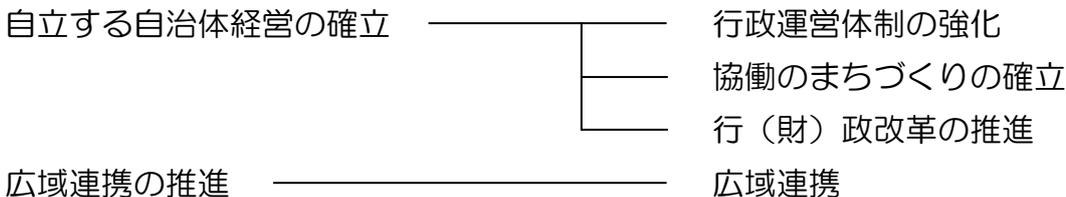
【現状と課題】

- 時代の要請に応じた行政機構の見直しを進めています。
- 庁内電算システムの整備を行い、庁舎外との連携を図っています。
- 行財政改革大綱をもとに、着実かつ効率的な行政運営を推進しています。
- 消防・防災や税務事務等、様々な分野での広域における連携を検討しています。

【基本的な考え方】

- 効率的な行政組織づくりを進めます。
- 地域と行政が一体となり施設の活用を進めます。
- 職員研修の充実に努めます。
- 自立するまちづくりを前提に、広域連携の導入による事務の効率化等に取り組みます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
自立する自治体経営の確立	町職員研修事業	時代の変化に対応出来る職員を養成するための研修を推進
	庁内OA化運営推進事業	作業効率向上のための庁内システムの更新
広域連携の推進	行財政改革推進事業	新行財政改革大綱策定
	町有財産の活用・処分	旧北斗小の利活用等の検討
	広域連携の推進	定住自立圏構想に基づく連携

財政

② 行財政の運営

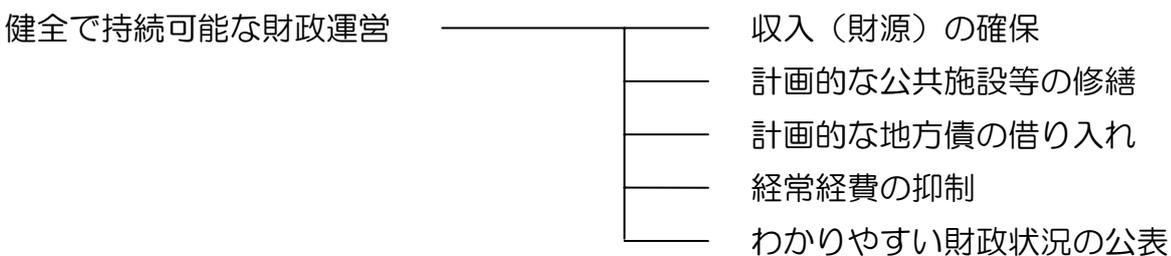
【現状と課題】

- 近年の社会経済の低迷、また危機的状态とさえいわれる国家財政の逼迫、それと相反する国の景気対策から、地方交付税収入をはじめとする財源確保が先行き不透明な状況にあります。
- 歳出面については、老朽化が進んでいる各種公共施設の改修費用や高齢化の進行に対応した扶助費など行政需要の増大が見込まれています。
- 財源の確保や歳出の適正化等を積極的に推進するとともに、計画的かつ効率的な財政運営を進めていく必要があります。
- 財政に関する資料は複雑で専門的であることから、町民にわかりやすい情報提供に努めることが重要です。

【基本的な考え方】

- 環境の変化に機動的・弾力的に対応できる、持続可能な財政構造を目指します。
- 自主財源の確保や歳出の適正化により健全財政の維持に努めます。あわせて、透明性の高い財政運営を進めます。

【施策の体系】



【主要事業】

具体的施策	事業名	事業の概要
健全で持続可能な財政運営	公共施設等長寿命化推進事業	計画的な修繕による施設延命措置及び経費の削減
	公債費適正管理事業	将来への財政負担の軽減及び健全化
	財政情報の公表事業	わかりやすい財政情報調査研究、新公会計制度公表に向けた調査研究

財政計画

《前期(平成 22～26 年)》

(単位：百万円)

収 入			支 出		
区 分	金 額	構成比	区 分	金 額	構成比
町 税	3,890	23.9%	義 務 的 経 費	7,580	50.5%
地方譲与税等	1,175	7.2%	人 件 費	3,512	23.4%
地方交付税	10,992	67.4%	扶 助 費	500	3.3%
基金繰入金	200	1.2%	公 債 費	3,568	23.8%
そ の 他	43	0.3%	そ の 他 経 費	7,420	49.5%
			物 件 費	3,480	23.2%
			補 助 費 等	2,210	14.8%
			繰 出 金	1,715	11.4%
			その他	15	0.1%
合 計 (A)	16,300	100.0%	合 計 (B)	15,000	100.0%
投資的経費財源充当可能額 (A-B) 1,300百万円 (13億円)					

- (注) 1 本収支計画は、(国・道支出金、地方債等)を除いた一般財源ベースにより推計しており、投資的経費財源充当可能額は、収入合計から支出合計を引いた額です。
 2 収入・支出額は、現行制度及び平成22年度当初予算額をベースに推計しています。

IV 附属資料

- 1 第7次鷹栖町総合振興計画策定委員会諮問書
- 2 第7次鷹栖町総合振興計画策定委員会答申書
- 3 第7次鷹栖町総合振興計画策定経過
- 4 第7次鷹栖町総合振興計画策定委員会条例・委員名簿
- 5 第7次鷹栖町総合振興計画策定機構図
- 6 第7次鷹栖町総合振興計画策定事務局体制図
- 7 まちづくりに関するアンケート

第 7 次鷹栖町総合振興計画策定委員会諮問書

鷹 企 第 39 号
平成 21 年 1 月 28 日

第 7 次鷹栖町総合振興計画策定委員会
会 長 米 山 三 喜 男 様

鷹栖町長 助 安 嘉 和

第 7 次鷹栖町総合振興計画の策定について（諮問）

鷹栖町は平成 12 年に「第 6 次鷹栖町総合振興計画」を策定し、“ひと 自然 あったかす”をテーマに、地域や人を育み、より快適な生活環境づくり、活力ある産業の振興、安心できる保健・福祉の充実など着実なまちづくりを進めてきました。

この第 6 次鷹栖町総合振興計画も平成 21 年度で終了するため、平成 22 年度を初年度とする第 7 次の総合振興計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進していく必要があります。

最近の社会情勢は、少子・高齢化、地球規模での環境問題、高度情報化の進展など一層複雑化しておりますが、町民が「夢と希望」をもてる長期的な新しいまちづくり計画の策定について諮問いたします。

附属資料2

第7次鷹栖町総合振興計画策定委員会答申書

平成21年11月26日

鷹栖町長 助 安 嘉 和 様

第7次鷹栖町総合振興計画策定委員会
会 長 米 山 三 喜 男

第7次鷹栖町総合振興計画の策定について（答申）

平成21年1月28日に諮問がありました、「第7次鷹栖町総合振興計画」について、次のとおり答申いたします。

「第7次鷹栖町総合振興計画」は鷹栖町の未来へつなげる重要な計画であるという観点から、本町を取り巻くさまざまな社会情勢を踏まえ、町の将来の姿やまちづくりの目標などの策定作業を進めてまいりました。

このような視点から、今後10年間におけるまちづくりのテーマを「みんな 笑顔で あったかす」、基本理念として「安全・安心なまち」、「参加型のまち」、「未来へつなげるまち」の三項目を設定いたしました。

「基本構想（案）」並びに「基本計画（案）」については、別添のとおりですが、答申内容を十分に尊重されますとともに、着実なる計画の推進と町民だれもがまちづくりに参加しやすい環境づくりを進め、鷹栖町の発展に一層のご努力をいただきますよう心から期待するものであります。

附属資料3

第7次鷹栖町総合振興計画策定経過

- 平成20年 3月21日 「第7次鷹栖町総合振興計画策定委員会条例」議決
- 3月28日 第7次鷹栖町総合振興計画策定要領の制定
庁内策定事務局体制発足
- 5月15日 議員協議会（策定要領等についての報告）
- 6月25日 第1回幹事会
- 7月31日 まちづくりに関するアンケート調査実施
対象500名 回答363名 回収率72.6%
- 11月 5日 アンケート調査結果報告、策定委員会委員公募（広報11月号）
- 12月25日 第2回幹事会
-
- 平成21年 1月17日～2月5日
まちづくり懇談会 5地区、3団体
- 1月28日 第1回策定委員会（委員委嘱、会長等選任、計画策定諮問）**
- 4月17日 第3回幹事会
- 5月 1日 第2回策定委員会（全体会議、部会会議）
- 6月 3日～4日
第3回策定委員会（部会会議）
- 6月12日 まちづくり講演会 老人大学・女性サロンスクール公開講座
「まちぢからの発見」 講師：磯田 憲一 氏
- 6月22日 第4回策定委員会（全体会議）
- 8月11日 第4回幹事会
- 9月 3日 第5回策定委員会（全体会議）
- 9月10日 地域農業推進会議（産業関係懇話会）
- 9月29日 商工会理事会（産業関係懇話会）

- 10月 2日 障害福祉計画策定懇話会（福祉関係懇話会）
- 10月 6日 第6回策定委員会（全体会議）
- 10月 8日 策定委員会から町長へ中間答申 〈基本構想（案）〉**
- 10月14日 議員協議会（中間答申内容についての報告）
- 10月27日～11月14日
まちづくり懇談会 5地区、4団体
- 10月29日 次世代行動計画策定懇話会（福祉、教育関係懇話会）
- 11月 5日 策定委員会「中間答申・基本構想（案）」の報告（広報11月号）
- 11月17日 障害福祉計画策定懇話会（福祉関係懇話会）
- 11月20日 第7回策定委員会（部会会議）
- 11月25日 生涯元気推進研究会議（福祉関係懇話会）
- 11月25日 議員協議会〈基本構想（案）の説明報告〉
- 11月26日 第8回策定委員会（全体会議）**
策定委員会から町長へ最終答申 〈基本構想（案）・基本計画（案）〉
- 12月 7日～8日
議会常任委員会〈総合振興計画（案）の説明報告〉
- 12月15日 「第7次鷹栖町総合振興計画（基本構想）」議決
- 平成22年 2月16日 議員協議会（総合振興計画について最終報告）

附属資料 4

第7次鷹栖町総合振興計画策定委員会条例・委員名簿

(設置)

第1条 第7次鷹栖町総合振興計画策定に当たって、町長が計画策定に伴う諸事項について諮問するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、第7次鷹栖町総合振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に依りて必要な調査審議を行い、町長に答申し、又は意見を具申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 産業、教育、福祉、地域活動の団体関係者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が終了する日までとする。

(会長、副会長)

第5条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 委員会には、専門的な事項を調査審議するため、専門部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、会長から付託された専門事項について審議する。

3 部会に部会長1人及び副部会長1人を置き、それぞれの部会に属する委員の互選により定める。

(会議)

第7条 委員会及び部会は、会長が招集する。

2 前項に定めるもののほか、特別な事項を審議するため必要があるときは、正副会長会議及び正副部会長会議を開くことができる。この場合において、会議招集は会長が行う。

3 前2項の会議は、構成委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- (第6次鷹栖町総合振興計画策定委員会条例の廃止)
- 2 第6次鷹栖町総合振興計画策定委員会条例(平成10年条例第10号)は、廃止する。

第7次鷹栖町総合振興計画策定委員会名簿

会長	上山三喜男	鷹栖小学校校長／ふれあい部会
副会長	前田輝雄	文化協会／うるおい部会

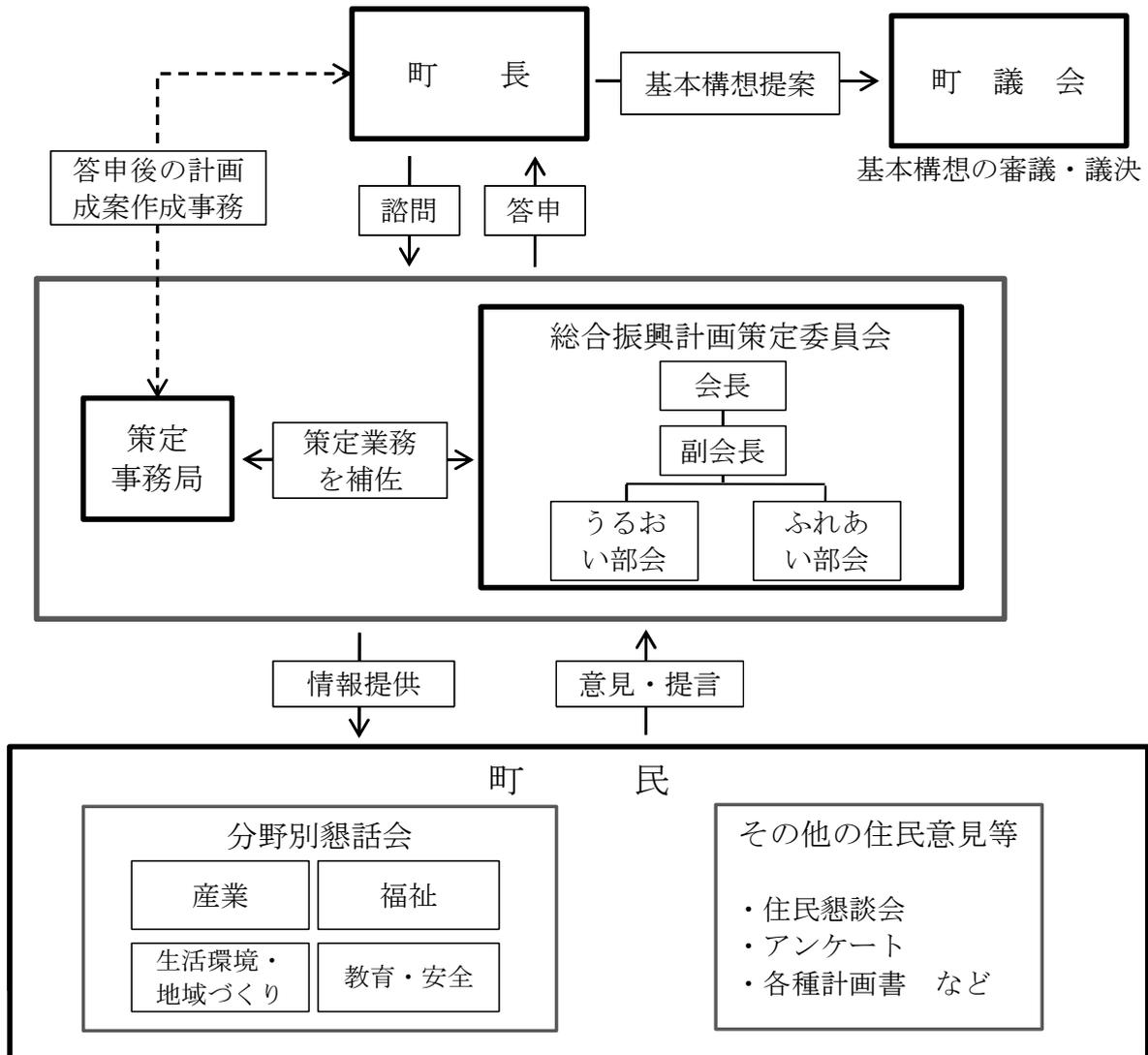
(うるおい部会)

	氏名	備考
部会長	松原 剛志	地域農業推進会議
副部会長	近藤 良一	商工会
委員	遠藤 恵子	6総前期策定委員
委員	上谷 澄世	地域農業推進会議
委員	高橋 雄二	北鷹
委員	照井かおり	社会教育委員
委員	古屋 富夫	NPO 柏の里

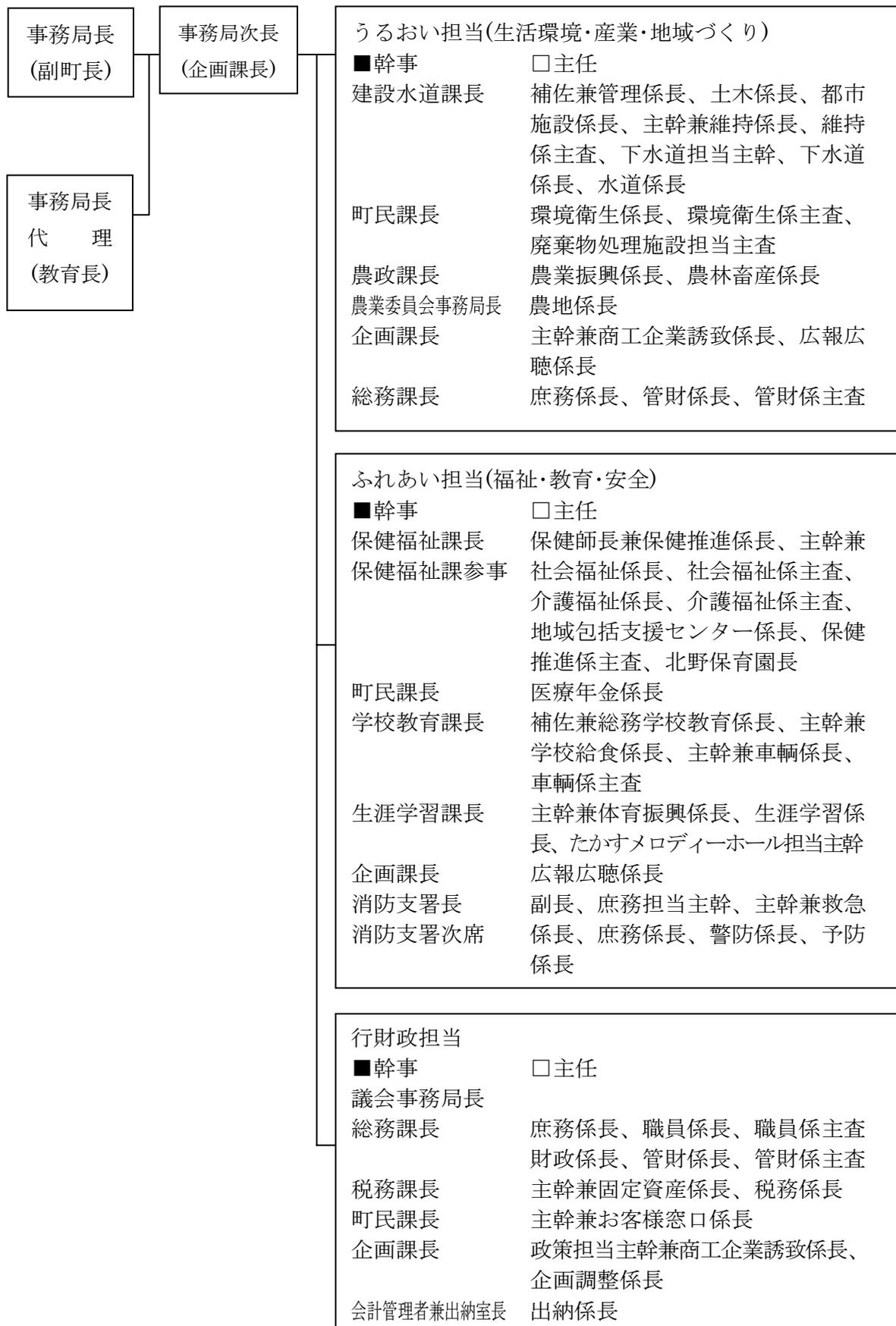
(ふれあい部会)

	氏名	備考
部会長	細川 尚	北野東町内会会長
副部会長	工藤 晴美	6総前期策定委員
委員	片山 一	一般公募
委員	利根川祥子	デメテル
委員	丸山 大祐	NPO なんとらんたら
委員	山崎 聡子	絵本サークル

第7次鷹栖町総合振興計画策定機構図



第7次鷹栖町総合振興計画策定事務局体制図



まちづくりに関するアンケート

●アンケートの目的

第7次鷹栖町総合振興計画策定の基礎資料として活用するため、平成20年7月に「まちづくりに関するアンケート調査」を実施しました。このアンケートは、鷹栖町にお住まいのみなさんが、まちづくりにどのようなご意見やご要望をもち、日頃からどのように感じておられるかをおうかがいしたものです。

●調査対象者と抽出方法

対象者を500人と設定し、住民基本台帳の地区別、年代別、男女別の構成を考慮し、無作為抽出（18歳から74歳までの住民）

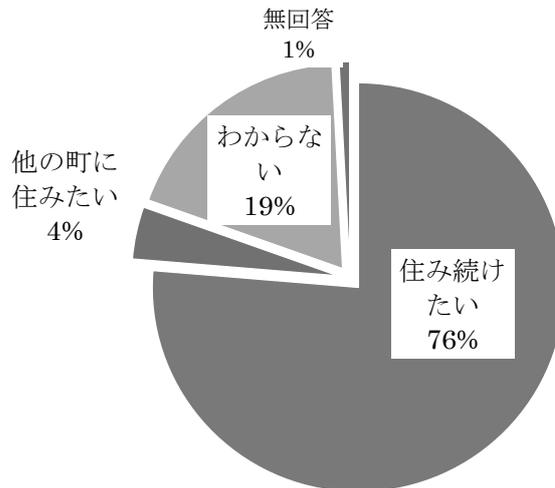
●調査時期

郵送日：平成20年7月31日
回答期日：平成20年8月11日

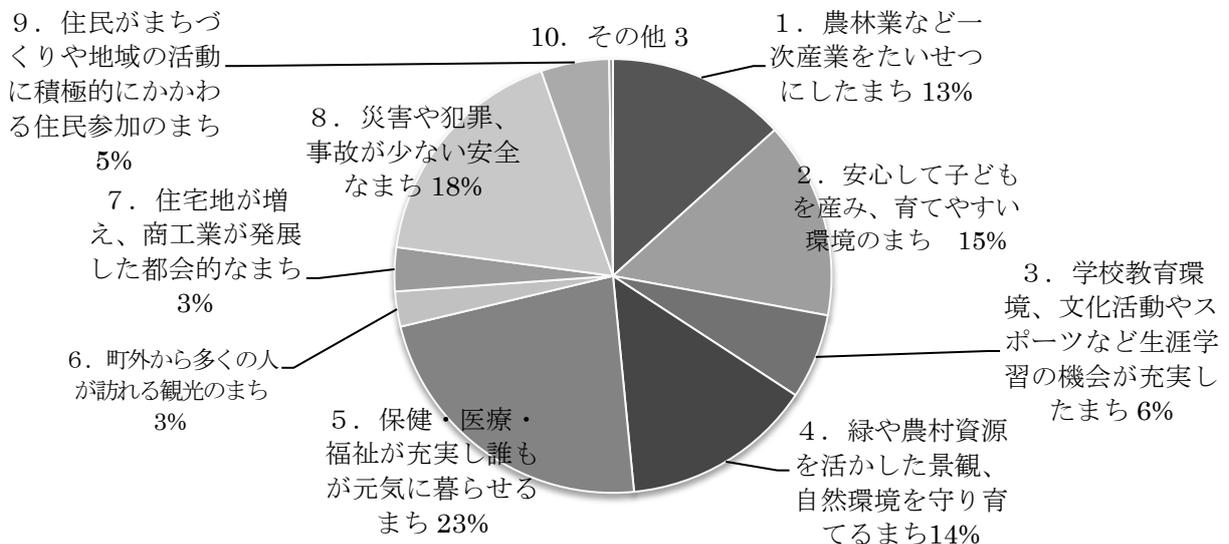
●回答結果

363名（回答率72.6%）

●鷹栖町に今後も住み続けたいと思いますか



●あなたは鷹栖町が10年後どんな町になってほしいと思いますか



●現在のまちづくりにどの程度満足していますか

